

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	平成30年 7月18日
【発行者名】	ラッセル・インベストメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO ジョン・アール・ムーア
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラス・カナダ
【事務連絡者氏名】	小室 絵美
【電話番号】	03-5411-3500
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（愛称：ワールド・プロフェッショナルズ）

（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。もしくは、「ワールド・プロフェッショナルズ」ということがあります。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

当初元本は1口当たり1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるラッセル・インベストメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

「基準価額」とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。以下同じ。）を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称（「ワールドプロ」）として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(5)【申込手数料】

3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社については後述（8）に記載の照会先にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

当ファンドには、分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社については後述(8)に記載の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成30年7月19日から平成31年1月18日までです。

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社において取得申込みの取扱いを行います。

販売会社については、下記の照会先にお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887(フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時~午後5時)

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(9)【払込期日】

取得申込者は、原則として、販売会社が定める日までに申込代金を販売会社に支払うものとします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

「申込代金」とは、発行価格に申込口数を乗じた金額に、申込手数料(消費税等相当額を含みます。)を加算した金額をいいます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込者は、取得申込みの販売会社(前述の「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。)に申込代金を支払うものとします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】

申込方法

(a)取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

(b)当ファンドには、分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。なお、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

(c)「自動けいぞく投資コース」よりお申込みされる場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で自動けいぞく投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約(以下「自動けいぞく投資契約」といいます。)を締結するものとします。なお、当該契約については、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

申込受付不可日

ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日は、取得申込みの受付は行いません。申込受付不可日については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

取扱時間

各営業日 の午後3時までに販売会社が受付けた取得申込みを、当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる取得申込みは、翌営業日 の取扱いとなります。

前述の「 申込受付不可日」を除きます。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消

金融商品取引所 等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取消することができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。当ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および前述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<ファンドの目的>

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

<信託金の限度額>

委託会社は、受託会社と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。なお、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

<基本的性格>

当ファンドが該当する一般社団法人投資信託協会による商品分類および属性区分は以下のとおりです。

商品分類表（当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
		不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《商品分類の定義》

追加型：

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

株式：

目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表（当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性()	年2回 年4回 年6回(隔月)	日本 北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり ()
不動産投信	年12回(毎月)	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))	日々	中南米 アフリカ		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他()	中近東(中東) エマージング		

《属性区分の定義》

その他資産（投資信託証券（株式 一般））：

目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドは、投資信託証券（親投資信託）を通じて主として株式（大型株および中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。）に投資します。

年1回：

目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

グローバル（日本を除く）：

目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファミリーファンド：

目論見書または信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジなし：

目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

（注1）当ファンドは投資信託証券（親投資信託）を通じて、主に株式に投資するため、「商品分類」における投資対象資産（収益の源泉）と「属性区分」における投資対象資産は異なります。

（注2）上記は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づいて記載しています。当ファンドが該当しない（網掛け表示していない）商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

<ファンドの特色>

◆日本を除く世界先進各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

- ・ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を主要投資対象とします。
- ・MSCI KOKUSAI(配当込み)をベンチマークとし、長期的に安定してベンチマークを上回ることを目指します。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

- ◆ラッセル・インベストメントが複数の優れた運用会社を厳選し、それらをバランスよく組み合わせるとともに、必要に応じて入替え等を行います。

運用のポイント^(注)

投資者のみなさまは日本にいながらにして、世界の専門家たち「ワールド・プロフェッショナルズ」に資産の運用を託すことができます。



◆運用会社の構成

マザーファンドで採用している運用会社の構成は以下のとおりです(2018年7月18日現在)。
運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。なお、運用会社および目標配分割合に関する最新の情報は委託会社のホームページでご提供しております。

《ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド》

運用スタイル	運用会社(外部委託先運用会社/投資助言会社)	目標配分割合
成長型	フィエラ・キャピタル・インク(米国)(投資助言) ^(注1)	15.0%
	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(米国)(投資助言) ^(注1)	15.0%
割安型	サンダース・キャピタル・エル・エル・シー(米国)(投資助言) ^(注1)	20.0%
	ジャナス・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー(米国)(投資助言) ^(注1)	15.0%
市場型	ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー(米国)	22.5%
ポートフォリオ特性補強型 ^(注2)	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)	12.5%

(注1)各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

(注2)ポートフォリオ特性補強型：採用している他の運用会社の運用戦略の特徴を活かしながら、マザーファンド全体としてのポートフォリオ特性を補強するために必要なファクター(バリューやクオリティ、モメンタム、低ボラティリティ、高配当など)の運用を行います。

※マザーファンド全体の運用効率を高めること、各運用会社の入替え等に際しての資産の移転管理および一時的な運用、委託会社が必要と判断した場合におけるマザーファンドの一部についての運用（投資助言会社からの投資助言等に基づく運用を含みます。）等を行うため、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーを採用しています。

※「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」、外部委託先運用会社が投資助言を受ける会社を「投資助言会社」ということがあります。

※「目標配分割合」とは、運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

＜運用スタイルについて＞

運用スタイルは、投資対象のどのような面に焦点をあて銘柄選択を行うか、付加価値を生み出すためにどのような要因に着目するかなどによって分類されます。株式を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

成長型：特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも高いと考える株式（成長株）を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

割安型：特に株価水準に着目し、企業の資産価値などから判断して株価が過小評価されていると考える株式（割安株）を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

市場型：「成長型」や「割安型」のように、特定の傾向をもつ株式のみに焦点を当てるのではなく、幅広い株式を投資対象とします。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

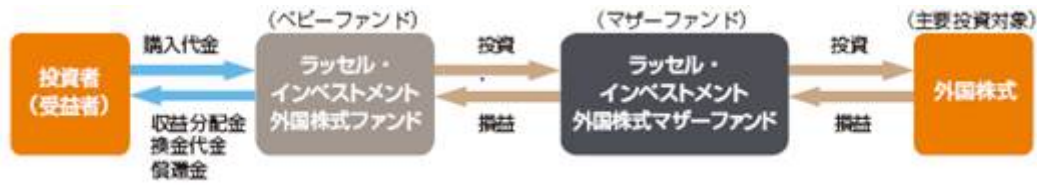
平成28年6月13日 信託契約の締結、当ファンドの設定日、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

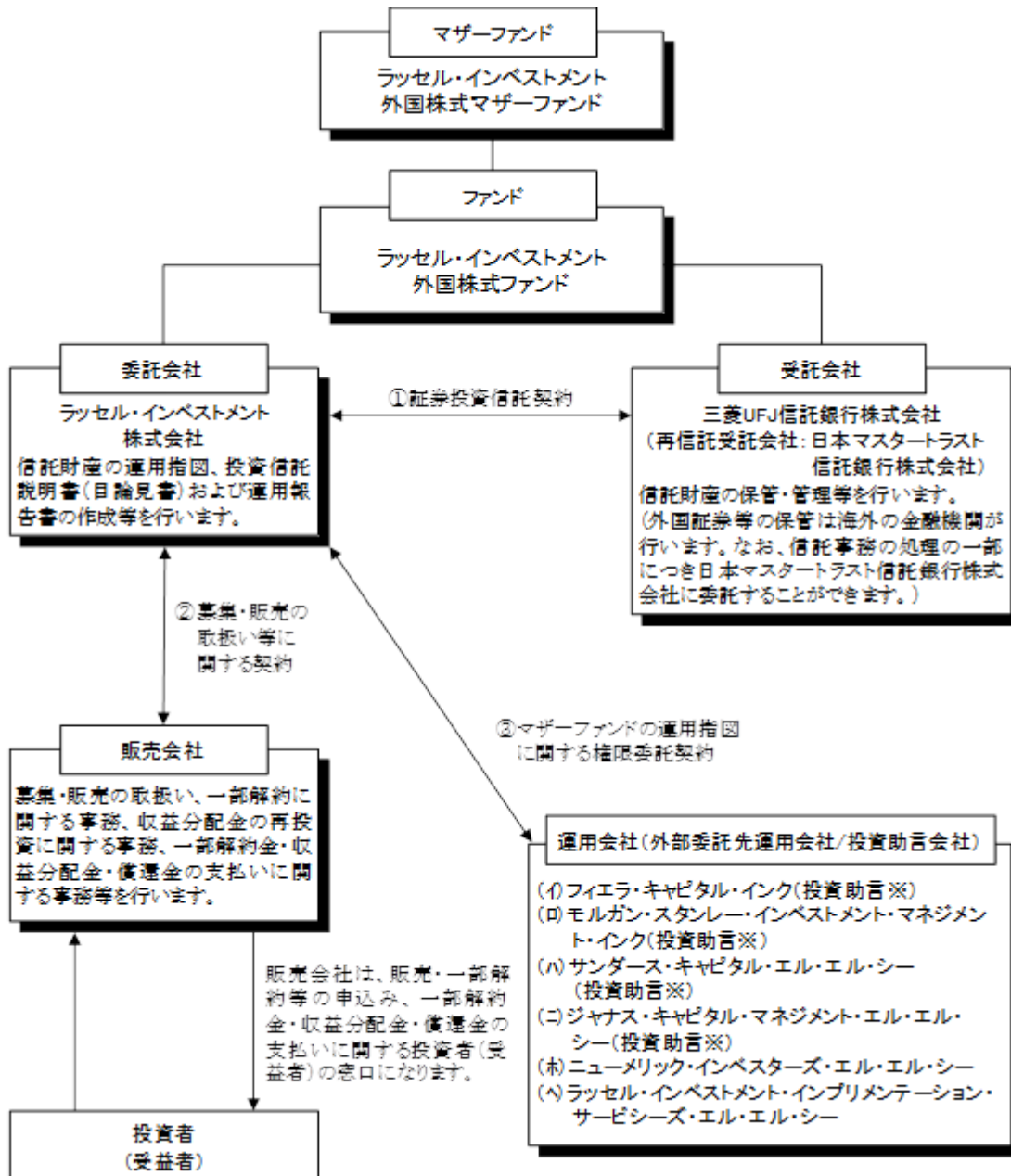
＜ファンドの仕組み＞

当ファンドはファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、投資者（受益者）から投資された資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



< ファンドの関係法人および運営上の役割 >



各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

（注）上図は、平成30年7月18日現在のものです。上記の運用会社は事前の告知なく随時変更され、平成30年7月18日現在のものと異なることがあります。

< 契約の概要 >

証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で締結され、証券投資信託の運営に関する事項（運用の基本方針、投資対象、投資制限、委託会社、受託会社および受益者の権利義務関係等）を定めた契約です。

募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社の間で締結され、募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等にかかる包括的な規則を定めた契約です。

マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約

委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、マザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。

（参考：マザーファンドの運用における投資助言契約）

外部委託先運用会社と投資助言会社の間で締結され、外部委託先運用会社がマザーファンドの運用指図を行う際の投資助言の内容を定めた契約です。なお、投資助言会社によって、投資助言を受ける内容等は異なります。

< 委託会社の概況 >

資本金の額 490百万円（平成30年5月末現在）

沿革

平成11年3月9日	フランク・ラッセル投信株式会社設立
平成11年3月25日	「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得
平成11年11月15日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録
平成12年1月27日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可取得
平成14年7月18日	「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更
平成18年2月16日	「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成18年3月1日	ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併
平成19年12月21日	「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

（平成30年5月末現在）

株主名	住所	所有株式数	持株比率
Russell Investments Japan Holdco合同会社	東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラス・カナダ	34,090株	100%

（参考）

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメントグループの日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様を提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメントグループの概要

ラッセル・インベストメントグループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は平成30年3月末現在で約32兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

運用方法

(a)投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(b)投資態度

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を図ります。
- M S C I K O K U S A I（配当込み）をベンチマークとします。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

4. 実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
5. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
6. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクまたは為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことができます。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。))第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第22条ないし第24条に定めるものに限り。)
3. 金銭債権
4. 約束手形

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンド受益証券のほか、次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。))に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号および第14号の証券(投資法人債券を除きます。))を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形
- 5．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

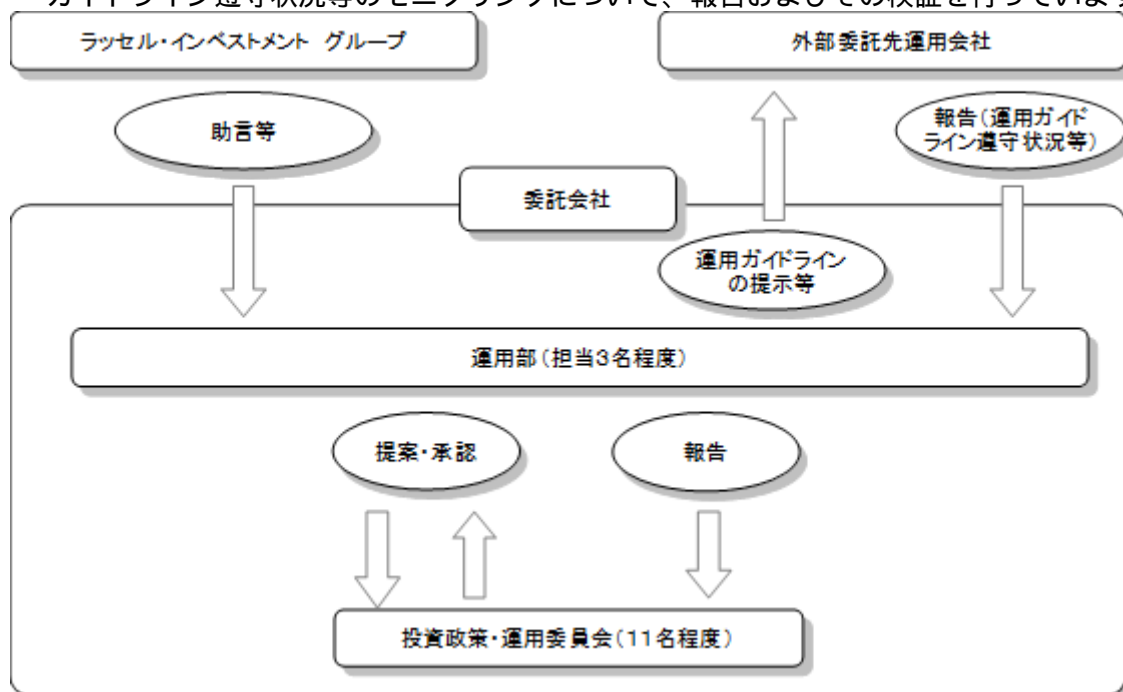
(3)【運用体制】

委託会社では、運用部が所管する、I D T o k y o ポリシー＆プロシージャー（社内規程）に基づき、当ファンドの運用体制を構築しています。

- ・委託会社の投資意思決定は、マザーファンドで採用する外部委託先運用会社の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
- ・運用部は、委託会社が属するラッセル・インベストメント グループからの助言等に基づき、外部委託先運用会社の採用・変更や各外部委託先運用会社への目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメント グループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。

（投資政策・運用委員会）

- ・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼 C E O、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。
- ・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。



また、委託会社では、以下のようにファンド（マザーファンドを含みます。）の関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。

- ・外部委託先運用会社
委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「3 投資リスク（2）投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。
- ・受託会社

オペレーション部(担当6名程度)が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。

上記の体制等は平成30年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

(4)【分配方針】

毎決算時(毎年4月18日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

「一般コース」を選択した場合には、収益分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。また、「自動けいぞく投資コース」を選択した場合には、収益分配金は、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。なお、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(5)【投資制限】

信託約款による投資制限

(a)株式への実質投資割合 には制限を設けません。

「実質投資割合」とは、当ファンドの信託財産の純資産総額に対する、当ファンドの信託財産に属する資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の割合をいいます。以下同じ。

(b)外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

(c)投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券(金融商品取引所に上場等され、かつ当該金融商品取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券をいいます。))を除きます。以下同じ。))への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

(d)委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

(e)委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。))を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(f)投資する株式等の範囲

1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。

2. 上記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。

(g)信用取引の指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。
 2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
 4. 上記2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売付にかかる建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (h)先物取引等の運用指図
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- (i)スワップ取引の運用指図
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (j)金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (k)有価証券の貸付の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。

- 2．上記1．に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(l) 有価証券の空売りの指図範囲

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない有価証券または信託約款の規定により借入れた有価証券を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2．上記1．の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、上記2．の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(m) 有価証券の借入れ

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2．上記1．の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、上記2．の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4．上記1．の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(n) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(o) 外国為替予約取引の指図および範囲

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
- 2．上記1．の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- 3．上記2．の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(p) 資金の借入れ

- 1．委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4．借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令上の投資制限

当ファンドに適用される投信法等関連法令上の投資制限は以下のとおりです。

- (a)デリバティブ取引にかかる制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）
委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。
- (b)同一法人の発行する株式への投資制限（投信法第9条、同法施行規則第20条）
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。
- (c)信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）
委託会社は、信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しません。

（参考情報）ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドの概要

(1)マザーファンドの投資方針

基本方針

信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

運用方法

(a)投資対象

日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とします。

(b)投資態度

1. 日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。
2. M S C I K O K U S A I（配当込み）をベンチマークとします。
3. 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
4. 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
5. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

(2)マザーファンドの投資対象

投資の対象とする資産の種類

マザーファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a)次に掲げる特定資産

1. 有価証券
2. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、信託約款第16条ないし第18条に定めるものに限りません。）
3. 金銭債権
4. 約束手形
5. 匿名組合出資持分（1. に該当するものを除きます。）

(b)次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社（運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。以下、〃において同じ。）は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)
 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。))および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
 14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。)
 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、1.の証券または証書ならびに12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに14.の証券のうち投資法人債券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 にかかわらず、マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) マザーファンドの投資制限

信託約款による投資制限

- (a) 株式への投資割合には制限を設けません。
- (b) 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

- (c)投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (d)委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。
- (e)委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- (f)投資する株式等の範囲
1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
 2. 上記1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- (g)信用取引の指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
 2. 上記1.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2.の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- (h)先物取引等の運用指図・目的・範囲
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
 2. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 3. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 4. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- (i)スワップ取引の運用指図・目的・範囲
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、スワップ取引を行うことの指図をすることができます。
 2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (j) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (k) 有価証券の貸付の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
イ. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
ロ. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 2. 上記1. に定める限度額を超えることになった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- (l) 公社債の空売りの指図範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡し、または買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 2. 上記1. の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- (m) 公社債の借入れ
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 2. 上記1. の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 3. 信託財産の一部解約等の事由により、上記2. の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- (n) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (o) 外国為替予約取引の指図および範囲
1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を指図することができます。
 2. 上記1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 3. 上記2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

マザーファンドにおける法令上の投資制限

マザーファンドに適用される法令上の投資制限は、前述の「2 投資方針 (5) 投資制限 法令上の投資制限」において、当ファンドについて掲げたものと同じです。

(4) マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社 / 投資助言会社）

マザーファンドでは「マルチ・マネージャー運用」を行います。「マルチ・マネージャー運用」では、運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。なお、運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

平成30年7月18日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

(イ) 商号：フィエラ・キャピタル・インク《米国》 [投資助言]

投資助言内容：外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用

(ロ) 商号：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク《米国》 [投資助言]

投資助言内容：外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用

(ハ) 商号：サンダース・キャピタル・エル・エル・シー《米国》 [投資助言]

投資助言内容：外国株式を対象としたバリュウ（割安）型の運用

(ニ) 商号：ジャンス・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー《米国》

[投資助言]

投資助言内容：外国株式を対象としたバリュウ（割安）型の運用

(ホ) 商号：ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー《米国》

委託内容：外国株式を対象としたマーケット・オリエンテッド型の運用

(ヘ) 商号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》

委託内容：1) キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金の株式化）即ち、運用資産の内、流動資金を株式先物インデックスで運用することにより、ファンドを株式に対してフル・エクスポージャーにし、運用効率を高める。

2) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体にかかる適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用にかかる部分以外の信託財産の一部についての運用。

3) 他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント（注））

4) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用（他の運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。）。

（注）マザーファンドで行うマルチ・マネージャー運用では、委託会社は運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。その際、運用の効率化を図りながらポートフォリオの組替え等を行います（当ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメント」といいます。）。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（以下「RIIS」ということがあります。）に委託します。なお、RIISは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、RIISは自社の当該部門をトランジション・マネジメントにかかる有価証券等の取引のブローカーとして利用します。RIISはラッセル・インベストメントグループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書（全体版）の「利害関係人との取引状況等」においてRIISを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。

各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

なお、マザーファンドで採用する運用会社に関する最新の情報については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120 - 055 - 887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

3【投資リスク】

(1) リスク要因

取得申込みに際しては、当ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けませんが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、当ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

当ファンドの主なリスクとしては、以下のようなものがあげられます。

基準価額の変動リスク

(a) 株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(b) 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(c) 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(d) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(e) 流動性リスク

当ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入株式を売却することで解約金額の手当てを行いますが、組入株式の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

上記は当ファンドの基準価額に影響を及ぼす主なリスクであり、リスクは上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

(a) 当ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(b) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等を伴う資金変動等があり、その結果マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

(c) 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

(d) 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、取得申込み、換金申込みの各受付を中止すること、および既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取消することができます。

(e) 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(f) 分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、当ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

投資者の当ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(2)投資リスクに対する管理体制

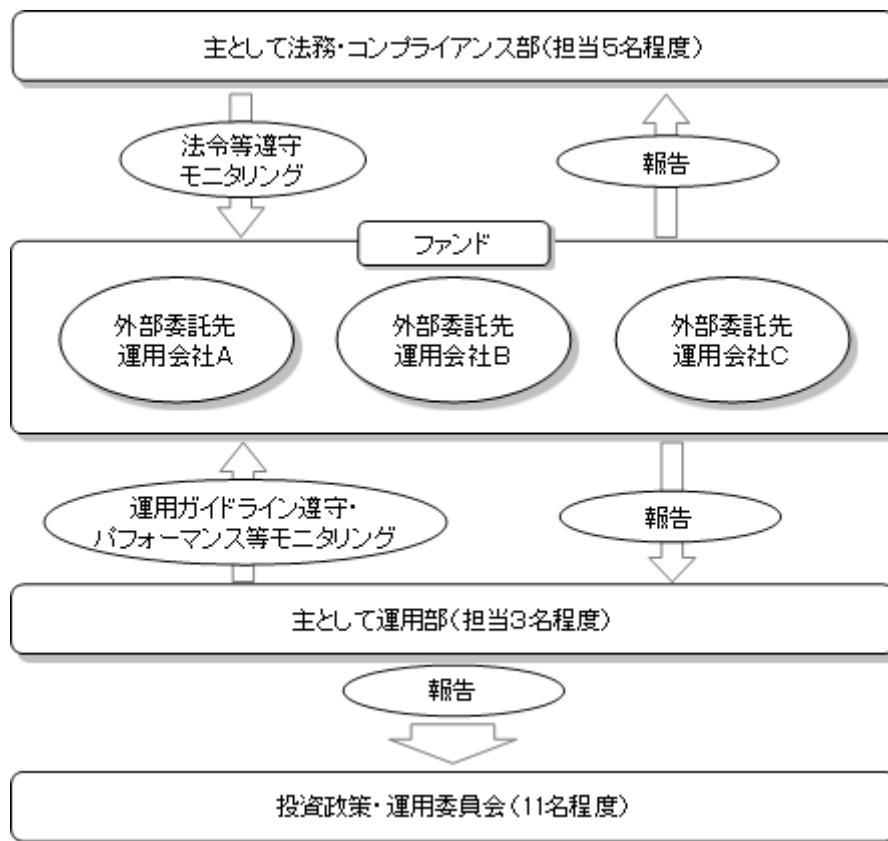
運用に関わるリスクの管理は、外部委託先運用会社の管理、ファンド全体の管理の2段階にわたって行われます。

外部委託先運用会社の管理

- ・外部委託先運用会社については、運用部が所管する、I D T o k y o ポリシー&プロシージャー（社内規程）に基づき、管理しています。
- ・委託会社は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。運用ガイドラインは外部委託先運用会社に対する運用の詳細を定めたもので、ベンチマークや目標リターン、運用スタイルといった運用の性格を記述するとともに、業種別のベンチマーク比乖離の上限、投資可能証券の範囲等を定めています。
- ・外部委託先運用会社は運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が運用部から、投資政策・運用委員会に報告されます。
- ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理（売買執行にかかるモニタリング等を除きます。）を行います。
- ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

ファンド全体の管理

ファンド全体での管理は、法務・コンプライアンス部が法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。また、同部は定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況の確認をとっています。



上記の体制等は平成30年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

(2013年6月末～2018年5月末)

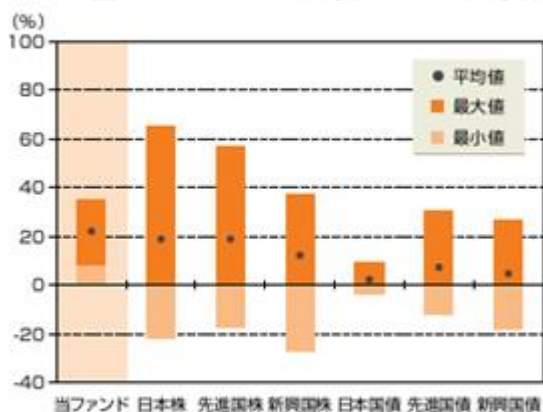


(注) 当ファンドの年間騰落率は、2017年6月末～2018年5月末です。また、分配金再投資基準価額は、2016年6月末～2018年5月末です。

当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2013年6月末～2018年5月末)

(当ファンド：2017年6月末～2018年5月末)



単位(%)	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	22.0	18.8	18.8	12.1	2.2	7.2	4.6
最大値	34.6	65.0	57.1	37.2	9.3	30.4	26.5
最小値	8.0	-22.0	-17.5	-27.4	-4.0	-12.3	-18.1

※当ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※当ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※左グラフにおける年間騰落率は、当ファンドの5年間の各月末における直近1年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスの5年間の各月末における直近1年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、右グラフは当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、後述の追加的記載事項をご参照ください。

日本株 …… TOPIX(配当込み)

先進国株 …… MSCI KOKUSA I(配当込み)

新興国株 …… MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債 …… NOMURA-BPI 国債

先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 …… FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

ベンチマークおよび「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」 に用いた指数について

◆TOPIX(配当込み)

TOPIX (配当込み) は東京証券取引所第一部に上場されているすべての銘柄の時価総額を指数化したものに、現金配当による権利落ちの修正を加えたものです。TOPIXは、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの高標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、株式会社東京証券取引所はその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

◆MSCI KOKUSAI(配当込み)

MSCI KOKUSAI (配当込み) は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、野村証券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、野村証券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村証券株式会社に帰属しています。また、野村証券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

◆FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

◆FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

3.24%¹ (税抜 3.0%) を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料²となります。

1 消費税および地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

2 申込手数料は商品説明や購入申込受付に係る事務手続き等の対価です。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社については下記の照会先にお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887 (フリーダイヤル)

(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありません。

また、信託財産留保額ははありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.188%（税抜年1.10%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

< 信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率 >

税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

信託報酬にかかる各支払先への配分は、次のとおりです。

支払先	配 分	役務の内容
委託会社	年0.918% (税抜 0.85%)	当ファンドの運用等の対価
販売会社	年0.216% (税抜 0.20%)	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での当ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
受託会社	年0.054% (税抜 0.05%)	当ファンドの資産管理等の対価

委託会社および販売会社の報酬は信託財産中から委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支弁されます。受託会社の報酬は信託財産中から受託会社に対して支弁されます。

委託会社の報酬には、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社に対する報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

グループ会社であるR I I Sへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、R I I Sが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はR I I Sと当該運用会社との間で別途定められ、R I I Sが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

以下の諸費用（以下「諸費用」といいます。）および当該諸費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

1. 振替受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等法定書類の作成、印刷および提出にかかる費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付にかかる費用
4. 信託約款の作成、印刷および交付にかかる費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付にかかる費用
6. 当ファンドの受益者に対して行う公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷および交付にかかる費用
7. 当ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、信託財産の純資産総額に年0.108%（税抜 0.10%）の率を乗じて得た金額を上限として、上記の諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用の額を固定率または固定金額にて信託財産中からその支弁を受けます。諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁されます。

委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、かかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

当ファンドにおいて、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。

その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドの費用（手数料等）の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税の取扱いについて

収益分配時

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、原則として、以下の税率で源泉徴収が行われます。

なお、確定申告により、総合課税（配当控除の適用はありません。）または申告分離課税を選択することができます。

換金時および償還時

換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から申込手数料（税込）を含む取得費を控除したもの）については、原則として、以下の税率で申告分離課税が適用されます。ただし、源泉徴収口座を選択した場合は以下の税率で源泉徴収が行われます。

税率
20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）

損益通算について

換金時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により、上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、換金時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳細は販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税の取扱いについて

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税対象となる普通分配金、ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

益金不算入制度の適用はありません。

税率
15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）

詳細は販売会社にお問い合わせください。

< 収益分配金について >

収益分配金には、課税扱いとなる普通分配金と、非課税扱いとなる元本払戻金（特別分配金）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時に個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< 個別元本について >

受益者毎の取得時の価額（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）となります。

受益者が当ファンドを複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が取得するつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

同一の販売会社の複数支店等で当ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数のコースを保有する場合はコース毎に個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額がその後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成30年5月末現在の情報です。税法が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

税制の詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下は平成30年5月31日現在の運用状況です。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	572,204,085	100.15
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	850,056	0.15
合計(純資産総額)	-	571,354,029	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(参考) ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	17,658,600,968	52.98
	カナダ	575,763,818	1.73
	メキシコ	47,072,338	0.14
	パナマ	103,267,591	0.31
	ドイツ	564,159,079	1.69
	イタリア	421,602,262	1.26
	フランス	611,967,130	1.84
	オランダ	635,029,171	1.91
	スペイン	195,798,043	0.59
	ベルギー	119,819,306	0.36
	オーストリア	55,974,225	0.17
	ルクセンブルク	91,391,894	0.27
	フィンランド	73,908,115	0.22
	アイルランド	262,409,203	0.79
	ポルトガル	9,494,348	0.03
	イギリス	2,757,441,426	8.27
	スイス	1,824,413,611	5.47
	スウェーデン	310,941,701	0.93
	ノルウェー	152,313,417	0.46
	デンマーク	251,609,634	0.75
	ケイマン諸島	559,459,790	1.68
	リベリア	57,027,210	0.17
	オーストラリア	405,214,984	1.22
	バミューダ	327,940,094	0.98
	香港	213,589,143	0.64
	シンガポール	267,878,314	0.80
	タイ	84,219,804	0.25
	韓国	594,587,631	1.78
	台湾	442,645,465	1.33
	中国	323,458,881	0.97
	インド	360,447,904	1.08
	イスラエル	61,099,889	0.18
	南アフリカ	58,292,740	0.17
キュラソー	209,626,524	0.63	
ジャージー	94,904,921	0.28	
英ヴァージン諸島	18,187,684	0.05	
マン島	7,764,750	0.02	
小計		30,809,323,008	92.44
投資証券	アメリカ	108,537,069	0.33
	カナダ	5,645,039	0.02
	イギリス	34,713,464	0.10
	オーストラリア	10,635,917	0.03
	香港	14,948,904	0.04
	小計		174,480,393
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	2,346,595,595	7.04

合計(純資産総額)	-	33,330,398,996	100.00
-----------	---	----------------	--------

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、「第1 ファンドの状況 5 運用状況(参考情報)」では、投資有価証券の上場取引所の国/地域に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

その他の資産の投資状況

資産の種類	買建/売建	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	1,632,155,299	4.90
		カナダ	63,984,536	0.19
		ドイツ	1,132,593,296	3.40
		スイス	47,249,967	0.14
		オーストラリア	61,711,030	0.19
		香港	41,361,640	0.12
		フランス	301,528,688	0.90
	売建	アメリカ	1,539,773,422	4.62

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	ラッセル・インベストメント 外国株式マザーファンド	204,227,313	2.7806	567,874,467	2.8018	572,204,085	100.15

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	100.15
	合計	100.15

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオ テクノロジー・ ライフサイエ ンス	49,831	14,128.38	704,031,795	13,149.43	655,249,695	1.97
2	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	ソフトウェア・ サービス	26,044	19,494.52	507,715,461	20,844.31	542,869,262	1.63
3	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	ソフトウェア・ サービス	4,607	116,797.06	538,084,069	116,069.85	534,733,845	1.60
4	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・ サービス	47,908	10,461.06	501,168,734	10,755.86	515,291,980	1.55

5	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	20,726	23,863.18	494,588,396	23,550.69	488,111,808	1.46
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	ソフトウェア・サービス	4,109	117,378.60	482,308,700	117,120.98	481,250,144	1.44
7	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	23,233	19,481.30	452,609,087	20,381.24	473,517,581	1.42
8	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	54,992	8,297.59	456,301,572	8,282.36	455,463,706	1.37
9	アメリカ	株式	ORACLE CORP	ソフトウェア・サービス	88,465	5,069.60	448,483,001	5,114.33	452,439,646	1.36
10	アメリカ	株式	PFIZER INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	114,083	3,945.62	450,128,959	3,918.63	447,049,637	1.34
11	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	553,293	858.48	474,994,737	800.01	442,645,465	1.33
12	アメリカ	株式	MOODY'S CORP	各種金融	22,267	18,107.75	403,205,358	18,850.75	419,749,739	1.26
13	アメリカ	株式	FACEBOOK INC-A	ソフトウェア・サービス	20,329	18,466.86	375,412,993	20,399.72	414,706,091	1.24
14	アメリカ	株式	WELLS FARGO & CO	銀行	68,910	5,696.97	392,578,705	5,894.80	406,210,737	1.22
15	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	35,290	11,773.93	415,502,119	11,068.92	390,622,222	1.17
16	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	小売	1,987	164,145.03	326,156,194	176,625.54	350,954,954	1.05
17	アメリカ	株式	CITIGROUP INC	銀行	45,298	7,582.18	343,457,816	7,248.11	328,325,159	0.99
18	イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	364,728	723.91	264,031,693	829.05	302,378,332	0.91
19	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	58,910	5,065.50	298,409,174	5,004.44	294,812,149	0.88
20	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	48,488	5,833.33	282,846,841	6,052.41	293,469,547	0.88
21	イギリス	株式	DIAGEO PLC	食品・飲料・タバコ	72,902	3,554.93	259,161,818	3,956.60	288,444,578	0.87
22	アメリカ	株式	HALLIBURTON CO	エネルギー	52,249	5,538.82	289,398,222	5,479.56	286,301,896	0.86
23	オランダ	株式	UNILEVER NV-CVA	家庭用品・パーソナル用品	45,263	5,875.02	265,921,236	6,132.46	277,573,750	0.83
24	インド	株式	HDFC BANK LTD-ADR	銀行	24,280	10,715.53	260,173,118	11,431.97	277,568,450	0.83
25	アメリカ	株式	BECTON DICKINSON AND CO	ヘルスケア機器・サービス	10,892	25,297.63	275,541,818	24,296.62	264,638,829	0.79
26	アメリカ	株式	3M CO	資本財	12,009	23,691.26	284,508,442	21,596.51	259,352,561	0.78
27	アメリカ	株式	MSCI INC	各種金融	12,846	16,404.78	210,735,905	17,608.31	226,196,389	0.68
28	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORP	エネルギー	25,322	8,519.89	215,740,857	8,859.04	224,328,864	0.67
29	アメリカ	株式	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	素材	5,293	43,146.85	228,376,290	41,876.67	221,653,241	0.67

30	アメリカ	株式	US BANCORP	銀行	40,257	5,540.44	223,041,624	5,417.60	218,096,645	0.65
----	------	----	------------	----	--------	----------	-------------	----------	-------------	------

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

(注2) 国/地域は、投資有価証券の発行国/地域に基づいて表示しています。なお、「第1 ファンドの状況 5 運用状況(参考情報)」では、投資有価証券の上場取引所の国/地域に基づいて表示しています。そのため、上記表との間で国/地域の表示が異なる場合があります。

投資有価証券種類別および業種別投資比率

種類	国内/外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	エネルギー	6.94
		素材	3.47
		資本財	6.34
		商業・専門サービス	1.07
		運輸	1.46
		自動車・自動車部品	1.29
		耐久消費財・アパレル	3.54
		消費者サービス	3.01
		メディア	1.04
		小売	3.77
		食品・生活必需品小売り	1.19
		食品・飲料・タバコ	6.89
		家庭用品・パーソナル用品	2.56
		ヘルスケア機器・サービス	4.25
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.12
		銀行	8.99
		各種金融	4.70
		保険	2.11
		不動産	0.76
		ソフトウェア・サービス	12.48
テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.58		
電気通信サービス	1.33		
公益事業	1.69		
半導体・半導体製造装置	2.87		
投資証券	外国		0.52
合計			92.96

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(有価証券先物取引等)

資産の種類	取引所	資産の名称	限月	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
-------	-----	-------	----	-----------	----	-------------	------------	-----------------

株価指数 先物取引	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	2018年 6月	買建	102	1,507,658,972	1,510,436,502	4.53
	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO STOXX 50	2018年 6月	買建	196	858,670,902	849,993,317	2.55
	Euronext	CAC40 10EURO	2018年 6月	買建	44	305,487,730	301,528,688	0.90
	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	DAX INDEX	2018年 6月	買建	7	279,583,805	282,599,979	0.85
	インターコンチネンタル取引所	FTSE 100	2018年 6月	買建	11	125,315,017	121,718,797	0.37
	モントリオール取引所	S&P/TSX 60	2018年 6月	買建	4	64,517,628	63,984,536	0.19
	シドニー先物取引所	SPI 200	2018年 6月	買建	5	62,383,625	61,711,030	0.19
	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SWISS MKT	2018年 6月	買建	5	49,169,845	47,249,967	0.14
	香港先物取引所	HANG SENG	2018年 6月	買建	2	42,501,668	41,361,640	0.12
	ニューヨーク証券取引所	miniMSCI Emg	2018年 6月	売建	202	1,287,911,294	1,229,943,758	3.69
	インターコンチネンタル取引所	FTSE 100	2018年 6月	売建	28	290,319,843	309,829,664	0.93

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注2）評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成30年5月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
1期	（平成29年 4月18日）	9,548,316	9,548,316	1.1684	1.1684
2期	（平成30年 4月18日）	543,442,425	543,442,425	1.3471	1.3471
	平成29年 5月末日	52,073,041		1.2422	
	6月末日	90,530,794		1.2672	
	7月末日	122,199,870		1.2784	
	8月末日	155,474,525		1.2766	
	9月末日	207,068,499		1.3308	
	10月末日	317,350,875		1.3603	
	11月末日	388,222,598		1.3703	
	12月末日	432,498,670		1.4060	
	平成30年 1月末日	494,847,460		1.4213	
	2月末日	512,072,710		1.3553	
	3月末日	511,163,427		1.2999	
	4月末日	537,586,376		1.3567	
	5月末日	571,354,029		1.3568	

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
1期	0.0000

2期	0.0000
----	--------

【収益率の推移】

期	収益率(%)
1期	16.8
2期	15.3

(注1) 収益率は、各計算期間末の基準価額（分配の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

(注2) 収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

(参考情報)

■基準価額・純資産の推移（設定日(2016年6月13日)～2018年5月末）



※分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

■分配の推移

決算期	第1期 (2017年4月)	第2期 (2018年4月)	第3期 (2019年4月)	第4期 (2020年4月)	第5期 (2021年4月)	設定来累計
分配金	0円	0円	—	—	—	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

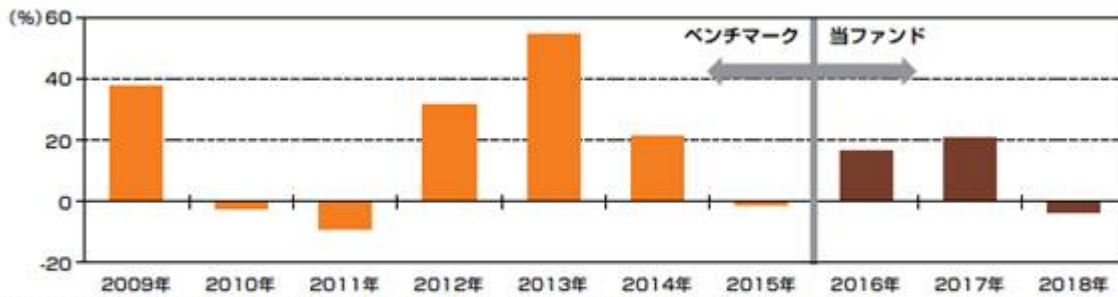
■主要な資産の状況

組入上位10銘柄(マザーファンド)

順位	銘柄名	種類	業種	国/地域	比率
1	JOHNSON & JOHNSON	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ	2.0%
2	MASTERCARD INC - A	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	1.6%
3	ALPHABET INC-CL C	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	1.6%
4	MICROSOFT CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	1.5%
5	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	スイス	1.5%
6	ALPHABET INC-CL A	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	1.4%
7	APPLE INC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	アメリカ	1.4%
8	NESTLE SA-REG	株式	食品・飲料・タバコ	スイス	1.4%
9	ORACLE CORP	株式	ソフトウェア・サービス	アメリカ	1.4%
10	PFIZER INC	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	アメリカ	1.3%

※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

■年間収益率の推移（暦年ベース）



※当ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

※2015年まではベンチマークの年間収益率、2016年は当ファンドの設定日(6月13日)から年末までの収益率、2018年は5月末までの収益率を表示しています。

※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

- 当ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。

(4)【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数(口)	解約口数(口)
1期	16,248,534	8,076,063
2期	532,007,400	136,758,425

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1期の設定口数は当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込方法

取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

取得申込者は、原則として、販売会社が定める日までに取得申込みにかかる金額を販売会社に支払うものとします。

当ファンドには、分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が、税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。

なお、販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」よりお申込みされる場合、取得申込者は、あらかじめ販売会社との間で自動けいぞく投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約（以下「自動けいぞく投資契約」といいます。）を締結するものとします。なお、当該契約については、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合は当該別の名称に読み替えるものとします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付

各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた取得申込みを、当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日は、取得申込みの受付は行いません。

取得申込みの受付を行わない日については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

申込手数料

3.24%（税抜3.0%）を上限として販売会社が定める申込手数料率を、お申込口数、お申込金額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります。

消費税等相当額を含みます。なお、税法が改正された場合等には、消費税等相当額が変更になることがあります。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はかかりません。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

申込単位

販売会社が定める単位とします。

ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

その他

(a) 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取消することができます。

(b) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするた

め社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

換金申込みの受付

各営業日の午後3時までに販売会社が受付けた換金申込みを、当日の受付分とします。この時刻を過ぎて行われる換金申込みは翌営業日の取扱いとなります。ただし、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日は、換金申込みの受付は行いません。

換金申込みの受付を行わない日については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

なお、基準価額については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

換金単位

販売会社が定める単位とします。

詳細は販売会社にお問い合わせください。

換金代金の支払い

原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

その他

- (a) 「解約請求」または「買取請求」により換金の申込みができます。詳細は販売会社にお問い合わせください。
- (b) 当ファンドの資金管理を円滑に行うために、大口の換金には制限があります。
- (c) 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、換金申込みの受付を中止することおよび既に受付けた換金申込みの受付を取消することができます。この場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして取り扱います。
- (d) 「解約請求」を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および信託約款に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。）を

計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりの価額で表示されることがあります。

主な投資対象の評価方法

当ファンドの主な投資対象の評価方法は以下のとおりです。

投資対象	評価方法
マザーファンド	原則として、当ファンドの基準価額計算日における基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日の金融商品取引所の最終相場で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日に知り得る直近の最終相場とします。

基準価額の照会方法等

基準価額は委託会社の営業日に算出されます。

基準価額については、販売会社または下記の照会先にお問い合わせください。また、基準価額は、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に略称（「ワールドプロ」）として掲載されます。

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号> 0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間は営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページ> <https://www.russellinvestments.com/jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託契約締結日（平成28年6月13日）から無期限とします。

ただし、後述の「(5)その他 信託の終了（繰上償還）」による場合、信託を終了することがあります。

(4)【計算期間】

毎年4月19日から翌年4月18日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。

なお、最終計算期間の終了日は信託の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了（繰上償還）

(a) 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託契約締結日から1年経過後、信託財産の純資産総額が30億円を下回るようになった場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b) 委託会社は、上記(a)の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

(c) 上記(b)の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(e) 上記(b)から(d)までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(b)から(d)までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

- (f) 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (g) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、後述の「信託約款の変更等」に規定する書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (h) 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投信法第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「信託約款の変更等」で定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (b) 委託会社は、上記(a)の事項(上記(a)の変更事項にあってはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- (c) 上記(b)の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下、本(c)において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 上記(b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 上記(a)から(f)の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- (h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(a)から(g)の規定に従います。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、繰上償還または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者(書面決議において当該繰上償還または重大な信託約款の変更等に反対した受益者をいいます。)による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

関係法人との契約の更改等

- (a) 募集・販売の取扱い等に関する契約
委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- (b) マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約
委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結されるマザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、当事者の一方の相手方に対して30日前の書面による解約の意思表示の通知がなされた場合、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。
- (参考：マザーファンドにおける外部委託先運用会社との投資助言契約)
外部委託先運用会社と投資助言会社との間で締結される投資助言契約は、当事者の一方の相手方に対して30日前の書面による解約の意思表示の通知がなされた場合、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ（<https://www.russellinvestments.com/jp/>）に掲載します。

ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

- (a) 委託会社は、毎決算時および償還時に、計算期間中の運用経過のほか信託財産の内容、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
- (b) 委託会社は、運用報告書（全体版）を作成し、委託会社のホームページ（<https://www.russellinvestments.com/jp/>）に掲載します。
- (c) 上記(b)の規定にかかわらず、受益者からの運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

4【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次の通りです。

収益分配金請求権

受益者は、委託会社が決定した収益分配金を自己に帰属する受益権の持分に依りて請求することができます。

販売会社は、毎計算期間終了日（決算日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対する収益分配金の支払いを、原則として決算日（当該決算日が休業日の場合は翌営業日としします。）から起算して5営業日目までに開始するものとします。

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合、収益分配金は、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として決算日の翌営業日に販売会社に交付されます。販売会社は別に定める契約に基づき、受益者に対して遅延なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金請求権

受益者は、当ファンドの信託終了後、口数に依りて償還金を請求することができます。販売会社は、信託終了日（償還日）において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に対する償還金の支払いを、原則として償還日（当該償還日が休業日の場合は翌営業日としします。）から起算して5営業日目までに開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

ただし、受益者が償還金の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

換金請求権

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求すること、または買取りを請求することにより換金する権利を有します。詳細は、前述の「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」をご参照ください。

帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧ならびに謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間（平成29年4月19日から平成30年4月18日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ラッセル・インベストメント外国株式ファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 平成29年 4月18日現在	第2期 平成30年 4月18日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	9,585,208	546,297,498
未収入金	-	440,666
流動資産合計	9,585,208	546,738,164
資産合計	9,585,208	546,738,164
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	440,666
未払受託者報酬	1,540	118,959
未払委託者報酬	32,324	2,498,184
その他未払費用	3,028	237,930
流動負債合計	36,892	3,295,739
負債合計	36,892	3,295,739
純資産の部		
元本等		
元本	8,172,471	403,421,446
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,375,845	140,020,979
（分配準備積立金）	720,760	1,764,499
元本等合計	9,548,316	543,442,425
純資産合計	9,548,316	543,442,425
負債純資産合計	9,585,208	546,738,164

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期		第2期	
	自	平成28年 6月13日 至 平成29年 4月18日	自	平成29年 4月19日 至 平成30年 4月18日
営業収益				
有価証券売買等損益		1,341,039		9,580,718
営業収益合計		1,341,039		9,580,718
営業費用				
支払利息		12		-
受託者報酬		3,749		148,922
委託者報酬		78,648		3,127,397
その他費用		6,313		297,859
営業費用合計		88,722		3,574,178
営業利益又は営業損失()		1,252,317		6,006,540
経常利益又は経常損失()		1,252,317		6,006,540
当期純利益又は当期純損失()		1,252,317		6,006,540
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()		531,557		4,916,385
期首剰余金又は期首欠損金()		-		1,375,845
剰余金増加額又は欠損金減少額		666,104		179,913,324
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		666,104		179,913,324
剰余金減少額又は欠損金増加額		11,019		42,358,345
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		11,019		42,358,345
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金()		1,375,845		140,020,979

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期 平成29年 4月18日現在	第2期 平成30年 4月18日現在
1. 期首元本額	4,533,950円	8,172,471円
期中追加設定元本額	11,714,584円	532,007,400円
期中一部解約元本額	8,076,063円	136,758,425円
2. 計算期間末日における受益権の総数	8,172,471口	403,421,446口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成28年 6月13日 至 平成29年 4月18日	第2期 自 平成29年 4月19日 至 平成30年 4月18日
分配金の計算過程 平成29年4月18日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(90,207円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(630,553円)、信託約款に規定される収益調整金(655,085円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象収益は1,375,845円(1万口当たり1,683.48円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	分配金の計算過程 平成30年4月18日における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,420,557円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(138,256,480円)及び分配準備積立金(343,942円)より分配対象収益は140,020,979円(1万口当たり3,470.81円)ですが、分配を行っておりません。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当金等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券であります。 親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。 親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。

3. 金融商品に係る リスク管理体制	<p>当ファンドが投資対象とする親投資信託受益証券は、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用部は、社内規程に基づき、外部委託先運用会社を管理しています。 ・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。 ・運用部は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資政策・運用委員会に報告します。 ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理（売買執行にかかるモニタリング等を除きます。）を行います。 ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。 ・法務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を中心にモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況を確認します。
-----------------------	--

金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期 平成29年 4月18日現在	第2期 平成30年 4月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項	<p>有価証券以外の金融商品 有価証券以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p>	<p>有価証券以外の金融商品 同左</p> <p>有価証券 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区 分	第1期 平成29年 4月18日現在	第2期 平成30年 4月18日現在
種 類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	777,065	5,015,512
合 計	777,065	5,015,512

(デリバティブ取引等に関する注記)

第1期 平成29年 4月18日現在	第2期 平成30年 4月18日現在

該当事項はありません。	同左
-------------	----

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成28年 6月13日 至 平成29年 4月18日	第2期 自 平成29年 4月19日 至 平成30年 4月18日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

区 分	第1期 平成29年 4月18日現在	第2期 平成30年 4月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.1684円 (11,684円)	1.3471円 (13,471円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

次表の通りです。

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント 外国株式マザーファンド	196,686,768	546,297,498	-
合計		196,686,768	546,297,498	-

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは、「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

区 分	平成29年 4月18日現在	平成30年 4月18日現在
	金 額	金 額
資産の部		
流動資産		
預金	758,204,045	1,391,982,673
コール・ローン	1,825,079,209	971,506,491

株式	25,551,096,198	31,506,345,121
投資証券	313,472,538	157,012,427
派生商品評価勘定	240,710,145	231,923,398
未収入金	178,004,740	62,891,871
未収配当金	22,642,018	48,631,087
差入委託証拠金	420,455,725	227,032,649
流動資産合計	29,309,664,618	34,597,325,717
資産合計	29,309,664,618	34,597,325,717
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	356,529,909	86,493,895
未払金	259,868,396	57,171,783
未払解約金	5,710,310	16,365,946
未払利息	4,900	2,847
その他未払費用	4,255,477	6,117,403
流動負債合計	626,368,992	166,151,874
負債合計	626,368,992	166,151,874
純資産の部		
元本等		
元本	12,057,718,303	12,396,424,449
剰余金		
剰余金又は欠損金()	16,625,577,323	22,034,749,394
元本等合計	28,683,295,626	34,431,173,843
純資産合計	28,683,295,626	34,431,173,843
負債純資産合計	29,309,664,618	34,597,325,717

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>有価証券</p> <p>株式及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引所等の上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場(外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 金融商品取引所等の上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認められた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認められた価額で評価しております。
--------------------	--

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

平成29年 4月18日現在	平成30年 4月18日現在
<p>1. 本書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額 11,659,029,893円 期中追加設定元本額 5,262,536,923円 期中一部解約元本額 4,863,848,513円</p>	<p>1. 本書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額 12,057,718,303円 期中追加設定元本額 6,126,094,001円 期中一部解約元本額 5,787,387,855円</p>
<p>元本の内訳</p> <p>ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I-2 (適格機関投資家限定) 5,011,347,276円</p> <p>ラッセル・インベストメント外国株式ファンド (適格機関投資家限定) 848,844,407円</p> <p>ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I-4 A (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定) 1,506,456,836円</p> <p>ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I-4 B (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限定) 2,493,349,387円</p> <p>ラッセル・インベストメント外国株式ファンド (DC向け) 2,017,090,955円</p> <p>ラッセル・インベストメント外国株式ファンド 4,029,430円</p> <p>ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型 12,456,640円</p> <p>ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型 80,686,790円</p> <p>ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型 83,456,582円</p> <p>計 12,057,718,303円</p>	<p>元本の内訳</p> <p>ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I-2 (適格機関投資家限定) 4,895,517,002円</p> <p>ラッセル・インベストメント外国株式ファンド (適格機関投資家限定) 718,459,967円</p> <p>ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I-4 A (為替ヘッジあり) (適格機関投資家限定) 1,434,954,752円</p> <p>ラッセル・インベストメント外国株式ファンド I-4 B (為替ヘッジなし) (適格機関投資家限定) 2,460,160,719円</p> <p>ラッセル・インベストメント外国株式ファンド (DC向け) 2,512,018,081円</p> <p>ラッセル・インベストメント外国株式ファンド 196,686,768円</p> <p>ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型 14,741,393円</p> <p>ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型 83,918,406円</p> <p>ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型 79,967,361円</p> <p>計 12,396,424,449円</p>
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数

12,057,718,303口

12,396,424,449口

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であり、投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しております。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用部は、社内規程に基づき、外部委託先運用会社を管理しています。 ・外部委託先運用会社は、運用の詳細を定めた運用ガイドラインを遵守し、運用ガイドラインに違反した場合は直ちに委託会社に報告します。 ・運用部は、外部委託先運用会社の運用ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社に運用ガイドライン違反の有無を確認し、その結果を投資政策・運用委員会に報告します。 ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理(売買執行にかかるモニタリング等を除きます。)を行います。 ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っております。 ・法務・コンプライアンス部はファンド全体の管理を行い、主に信託約款、法令等の遵守状況を中心にモニタリングします。また、定期的に外部委託先運用会社から法令遵守状況を確認します。

金融商品の時価等に関する事項

区 分	平成29年 4月18日現在	平成30年 4月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左</p> <p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	---	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

区分	平成29年 4月18日現在	平成30年 4月18日現在
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	2,727,503,920	1,191,698,347
投資証券	30,615,704	4,432,400
合計	2,758,119,624	1,187,265,947

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連（平成29年 4月18日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	3,251,933,718	-	3,236,619,776	15,313,942
	売建	1,229,316,378	-	1,260,592,616	31,276,238
	合計	4,481,250,096	-	4,497,212,392	46,590,180

株式関連（平成30年 4月18日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	4,102,356,001	-	4,190,136,013	87,780,012
	売建	1,877,691,927	-	1,831,063,271	46,628,656
	合計	5,980,047,928	-	6,021,199,284	134,408,668

(注) 1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連（平成29年 4月18日現在）

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		

市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	10,804,605,123	-	10,499,451,267	305,153,856
	米ドル	6,971,741,615	-	6,756,265,229	215,476,386
	カナダドル	653,892,030	-	633,790,710	20,101,320
	ユーロ	1,364,454,382	-	1,332,179,998	32,274,384
	英ポンド	970,479,681	-	954,481,320	15,998,361
	スイスフラン	401,740,783	-	391,932,840	9,807,943
	オーストラリアドル	278,810,244	-	271,870,450	6,939,794
	香港ドル	163,486,388	-	158,930,720	4,555,668
	売建	9,066,605,123	-	8,830,680,851	235,924,272
	米ドル	5,017,432,966	-	4,875,493,104	141,939,862
	カナダドル	298,361,200	-	294,444,000	3,917,200
	ユーロ	1,606,307,971	-	1,568,213,329	38,094,642
	英ポンド	700,211,406	-	691,704,828	8,506,578
	スイスフラン	1,112,359,280	-	1,076,536,440	35,822,840
	オーストラリアドル	211,179,900	-	205,862,450	5,317,450
	香港ドル	119,124,400	-	116,786,600	2,337,800
	イスラエルシェケル	1,628,000	-	1,640,100	12,100
	合計	19,871,210,246	-	19,330,132,118	69,229,584

通貨関連（平成30年 4月18日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年	時価	評価損益
			超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	8,528,197,985	-	8,590,664,364	62,466,379
	米ドル	5,013,472,650	-	5,054,051,072	40,578,422
	カナダドル	154,757,135	-	159,099,599	4,342,464
	ユーロ	2,569,167,644	-	2,579,441,038	10,273,394
	英ポンド	391,450,580	-	401,095,800	9,645,220
	スイスフラン	189,141,373	-	186,362,399	2,778,974
	オーストラリアドル	123,903,417	-	124,327,058	423,641
	香港ドル	86,305,186	-	86,287,398	17,788
	売建	7,651,197,985	-	7,702,643,529	51,445,544
	米ドル	5,278,725,335	-	5,302,442,679	23,717,344
	カナダドル	75,215,000	-	76,572,000	1,357,000
	ユーロ	571,544,500	-	577,071,000	5,526,500
	英ポンド	864,305,400	-	894,045,600	29,740,200
	スイスフラン	761,060,250	-	751,550,750	9,509,500
	オーストラリアドル	59,520,500	-	60,131,500	611,000
	香港ドル	40,827,000	-	40,830,000	3,000
	合計	16,179,395,970	-	16,293,307,893	11,020,835

（注）1. 為替予約の評価方法

(1)開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2)開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成28年 6月13日 至 平成29年 4月18日	自 平成29年 4月19日 至 平成30年 4月18日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区 分	平成29年 4月18日現在	平成30年 4月18日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.3788円 (23,788円)	2.7775円 (27,775円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

次表の通りです。

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	BP PLC-SPONS ADR	15,421	42.65	657,705.65	
	CABOT OIL & GAS CORP	53,188	23.84	1,268,001.92	
	CHEVRON CORP	12,270	121.46	1,490,314.20	
	CONOCOPHILLIPS	2,000	66.51	133,020.00	
	CORE LABORATORIES N.V.	2,981	117.36	349,850.16	
	EXXON MOBIL CORP	27,582	78.33	2,160,498.06	
	HALLIBURTON CO	56,986	50.89	2,900,017.54	
	MARATHON PETROLEUM CORP	7,762	78.55	609,705.10	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	13,149	37.59	494,270.91	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	8,314	75.22	625,379.08	
	PHILLIPS 66	1,028	107.86	110,880.08	
	RPC INC	12,692	18.59	235,944.28	
	SCHLUMBERGER LTD	30,681	68.66	2,106,557.46	
	TRANSOCEAN LTD	14,000	12.01	168,140.00	
	VALERO ENERGY CORP	1,471	106.69	156,940.99	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	1,031	168.14	173,352.34	
	DOWDUPONT INC	2,592	67.55	175,089.60	
	EASTMAN CHEMICAL CO	915	108.15	98,957.25	
	FREEMPORT-MCMORAN INC	4,174	18.30	76,384.20	
	LOUISIANA-PACIFIC CORP	5,300	31.06	164,618.00	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	783	106.04	83,029.32	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	2,238	201.85	451,740.30	
	MOSAIC CO/THE	6,500	25.59	166,335.00	
	NUCOR CORP	1,121	64.13	71,889.73	
	PRAXAIR INC	1,384	154.92	214,409.28	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	5,052	398.42	2,012,817.84	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	8,300	26.30	218,290.00	
VULCAN MATERIALS CO	3,813	117.77	449,057.01		
WESTLAKE CHEMICAL CORP	805	111.57	89,813.85		
3M CO	10,913	220.09	2,401,842.17		

ALLISON TRANSMISSION HOLDING	11,500	41.68	479,320.00
BOEING CO/THE	5,042	336.72	1,697,742.24
CATERPILLAR INC	650	153.31	99,651.50
CUMMINS INC	1,164	167.47	194,935.08
EATON CORP PLC	1,039	77.95	80,990.05
EMERSON ELECTRIC CO	2,074	69.39	143,914.86
GENERAL ELECTRIC CO	6,814	13.79	93,965.06
GRACO INC	33,409	46.85	1,565,211.65
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	468	148.70	69,591.60
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	2,456	34.29	84,216.24
LOCKHEED MARTIN CORP	2,987	349.14	1,042,881.18
MIDDLEBY CORP	10,463	125.29	1,310,909.27
OWENS CORNING	1,080	82.10	88,668.00
RAYTHEON COMPANY	2,901	227.11	658,846.11
ROCKWELL AUTOMATION INC	851	174.54	148,533.54
SPIRIT AEROSYSTEMS HOLD-CL A	3,800	79.84	303,392.00
TRINITY INDUSTRIES INC	2,283	31.58	72,097.14
UNITED TECHNOLOGIES CORP	13,594	124.53	1,692,860.82
INSPERITY INC	3,000	75.95	227,850.00
MANPOWERGROUP INC	3,044	116.72	355,295.68
WASTE MANAGEMENT INC	2,500	83.52	208,800.00
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1,000	96.03	96,030.00
COPA HOLDINGS SA-CLASS A	592	121.32	71,821.44
DELTA AIR LINES INC	1,338	54.55	72,987.90
JETBLUE AIRWAYS CORP	2,536	19.81	50,238.16
UNION PACIFIC CORP	1,634	137.69	224,985.46
UNITED CONTINENTAL HOLDINGS	1,100	67.34	74,074.00
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	1,507	109.52	165,046.64
GENERAL MOTORS CO	2,617	39.22	102,638.74
LEAR CORP	1,740	197.68	343,963.20
DR HORTON INC	26,242	45.43	1,192,174.06
LENNAR CORP-A	22,906	57.53	1,317,782.18
LENNAR CORP-B SHS	287	46.45	13,331.15
MERITAGE HOMES CORP	1,816	45.65	82,900.40
NIKE INC -CL B	21,504	67.51	1,451,735.04
PVH CORP	715	161.27	115,308.05
TAPESTRY INC	1,900	53.70	102,030.00
TOLL BROTHERS INC	1,709	43.41	74,187.69
CARNIVAL CORP	15,360	64.17	985,651.20
CHINA LODGING GROUP-SPON ADR	2,682	132.03	354,104.46
DARDEN RESTAURANTS INC	977	89.42	87,363.34
HILTON GRAND VACATIONS INC	2,300	43.35	99,705.00
MCDONALD'S CORP	1,820	162.55	295,841.00
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	4,747	116.96	555,209.12
STARBUCKS CORP	14,735	59.83	881,595.05
TAL EDUCATION GROUP- ADR	43,529	36.21	1,576,185.09
COMCAST CORP-CLASS A	3,066	33.27	102,005.82
DISCOVERY INC-A	1,910	23.77	45,400.70
GRUPO TELEVISA SA-SPON ADR	25,609	18.14	464,547.26
OMNICOM GROUP	1,353	74.90	101,339.70
TIME WARNER INC	800	97.41	77,928.00
WALT DISNEY CO/THE	1,800	102.17	183,906.00

AMAZON.COM INC	2,064	1,503.83	3,103,905.12
AUTOZONE INC	2,010	605.36	1,216,773.60
BEST BUY CO INC	10,600	72.75	771,150.00
BOOKING HOLDINGS INC	817	2,162.31	1,766,607.27
FOOT LOCKER INC	1,200	42.37	50,844.00
GENUINE PARTS CO	870	90.74	78,943.80
HOME DEPOT INC	1,817	174.91	317,811.47
KOHL'S CORP	1,446	61.77	89,319.42
MACY'S INC	3,700	28.94	107,078.00
NETFLIX INC	311	336.06	104,514.66
TARGET CORP	5,669	72.45	410,719.05
TIFFANY & CO	800	100.52	80,416.00
TJX COMPANIES INC	21,907	83.45	1,828,139.15
KROGER CO	32,201	24.23	780,230.23
SYSCO CORP	2,217	62.50	138,562.50
US FOODS HOLDING CORP	18,700	35.03	655,061.00
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	14,400	65.97	949,968.00
WALMART INC	3,150	87.90	276,885.00
COCA-COLA CO/THE	39,062	44.88	1,753,102.56
CONAGRA BRANDS INC	14,800	37.51	555,148.00
CONSTELLATION BRANDS INC-A	2,600	231.40	601,640.00
DR PEPPER SNAPPLE GROUP INC	936	120.67	112,947.12
GENERAL MILLS INC	2,814	45.26	127,361.64
JM SMUCKER CO/THE	2,700	120.55	325,485.00
KELLOGG CO	1,410	63.79	89,943.90
PEPSICO INC	35,106	108.87	3,821,990.22
TYSON FOODS INC-CL A	9,500	71.45	678,775.00
CLOROX COMPANY	759	126.84	96,271.56
COLGATE-PALMOLIVE CO	19,679	72.23	1,421,414.17
ENERGIZER HOLDINGS INC	1,200	59.71	71,652.00
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	5,300	153.11	811,483.00
KIMBERLY-CLARK CORP	1,109	106.60	118,219.40
PROCTER & GAMBLE CO/THE	22,789	78.43	1,787,341.27
ABBOTT LABORATORIES	1,519	59.80	90,836.20
ANTHEM INC	6,072	229.52	1,393,645.44
BECTON DICKINSON AND CO	11,251	233.43	2,626,320.93
CIGNA CORP	9,339	174.38	1,628,534.82
DAVITA INC	2,300	63.08	145,084.00
EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	12,200	72.50	884,500.00
HCA HEALTHCARE INC	2,300	97.71	224,733.00
HUMANA INC	660	296.29	195,551.40
MEDTRONIC PLC	23,737	80.63	1,913,914.31
STRYKER CORP	453	163.65	74,133.45
UNITEDHEALTH GROUP INC	7,827	238.55	1,867,130.85
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	10,054	123.05	1,237,144.70
WELLCARE HEALTH PLANS INC	200	201.72	40,344.00
ABBVIE INC	6,287	93.59	588,400.33
AMGEN INC	4,920	174.88	860,409.60
BIOGEN INC	1,080	264.75	285,930.00
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	4,024	52.38	210,777.12
CELGENE CORP	5,600	91.10	510,160.00
ELI LILLY & CO	1,815	79.92	145,054.80

GILEAD SCIENCES INC	27,450	75.47	2,071,651.50
JOHNSON & JOHNSON	54,362	130.54	7,096,415.48
MERCK & CO. INC.	14,119	59.27	836,833.13
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	2,367	581.57	1,376,576.19
PFIZER INC	115,204	36.33	4,185,361.32
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	387	218.23	84,455.01
BANK OF AMERICA CORP	67,661	30.04	2,032,536.44
BB&T CORP	1,270	51.09	64,884.30
CITIGROUP INC	47,975	69.74	3,345,776.50
CITIZENS FINANCIAL GROUP	18,700	41.29	772,123.00
ESSENT GROUP LTD	7,200	36.89	265,608.00
FIFTH THIRD BANCORP	27,464	30.94	849,736.16
HDFC BANK LTD-ADR	23,405	98.82	2,312,882.10
HUNTINGTON BANCSHARES INC	7,791	14.48	112,813.68
JPMORGAN CHASE & CO	20,710	110.21	2,282,449.10
MGIC INVESTMENT CORP	6,500	10.77	70,005.00
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	587	140.86	82,684.82
REGIONS FINANCIAL CORP	7,400	17.95	132,830.00
US BANCORP	39,830	51.02	2,032,126.60
WELLS FARGO & CO	37,201	50.57	1,881,254.57
ALLY FINANCIAL INC	35,476	27.53	976,654.28
AMERICAN EXPRESS CO	1,059	93.86	99,397.74
AMERIPRISE FINANCIAL INC	6,353	144.07	915,276.71
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	1,613	52.19	84,182.47
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,462	199.27	291,332.74
BLACKROCK INC	502	526.84	264,473.68
CME GROUP INC	10,258	164.76	1,690,108.08
GOLDMAN SACHS GROUP INC	3,432	253.63	870,458.16
MOODY'S CORP	22,744	165.94	3,774,139.36
MORGAN STANLEY	21,367	53.24	1,137,579.08
MSCI INC	13,749	150.12	2,063,999.88
NAVIENT CORP	2,100	13.25	27,825.00
STATE STREET CORP	4,100	100.94	413,854.00
SYNCHRONY FINANCIAL	18,996	34.57	656,691.72
AFLAC INC	5,308	45.18	239,815.44
ALLSTATE CORP	952	97.75	93,058.00
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	3,700	54.26	200,762.00
ARTHUR J GALLAGHER & CO	1,341	69.65	93,400.65
ASSURED GUARANTY LTD	10,800	36.96	399,168.00
ATHENE HOLDING LTD-CLASS A	8,200	48.43	397,126.00
CHUBB LTD	1,870	136.35	254,974.50
CINCINNATI FINANCIAL CORP	1,094	74.49	81,492.06
EVEREST RE GROUP LTD	1,870	247.43	462,694.10
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	1,510	60.25	90,977.50
PROGRESSIVE CORP	4,324	62.28	269,298.72
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	585	104.90	61,366.50
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	1,300	153.07	198,991.00
RENAISSANCERE HOLDINGS LTD	7,246	136.53	989,296.38
TRAVELERS COS INC/THE	3,271	137.34	449,239.14
XL GROUP LTD	14,866	55.67	827,590.22
HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	19,000	7.03	133,570.00
ACCENTURE PLC-CL A	1,788	154.24	275,781.12

ADOBE SYSTEMS INC	5,504	231.16	1,272,304.64
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	2,300	72.49	166,727.00
ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	5,053	178.70	902,971.10
ALPHABET INC-CL A	4,453	1,079.36	4,806,390.08
ALPHABET INC-CL C	4,944	1,074.16	5,310,647.04
AUTOMATIC DATA PROCESSING	1,487	117.89	175,302.43
CA INC	2,667	35.06	93,505.02
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	9,000	82.19	739,710.00
EBAY INC	26,787	40.61	1,087,820.07
EPAM SYSTEMS INC	8,886	118.23	1,050,591.78
FACEBOOK INC-A	21,729	168.66	3,664,813.14
GLOBANT SA	6,214	45.36	281,867.04
INFOSYS LTD-SP ADR	42,032	16.83	707,398.56
LUXOFT HOLDING INC	4,700	40.30	189,410.00
MASTERCARD INC - A	27,083	178.34	4,829,982.22
MAXIMUS INC	300	69.80	20,940.00
MICROSOFT CORP	50,236	96.07	4,826,172.52
ORACLE CORP	85,033	46.66	3,967,639.78
PAYPAL HOLDINGS INC	916	80.03	73,307.48
SALESFORCE.COM INC	646	123.35	79,684.10
SYNOPSYS INC	1,700	86.20	146,540.00
VISA INC-CLASS A SHARES	10,299	123.80	1,275,016.20
APPLE INC	22,959	178.24	4,092,212.16
AVNET INC	7,452	42.25	314,847.00
CELESTICA INC	29,721	10.42	309,692.82
F5 NETWORKS INC	500	158.67	79,335.00
HP INC	4,024	22.05	88,729.20
AT&T INC	24,700	35.36	873,392.00
T-MOBILE US INC	2,300	63.02	144,946.00
VERIZON COMMUNICATIONS INC	25,800	48.85	1,260,330.00
ALLIANT ENERGY CORP	1,866	41.85	78,092.10
CENTERPOINT ENERGY INC	10,900	27.17	296,153.00
EDISON INTERNATIONAL	1,387	65.22	90,460.14
EXELON CORP	21,363	39.07	834,652.41
NEXTERA ENERGY INC	1,165	163.22	190,151.30
NRG ENERGY INC	20,600	31.25	643,750.00
P G & E CORP	2,400	46.80	112,320.00
PINNACLE WEST CAPITAL	600	80.15	48,090.00
PPL CORP	20,425	28.36	579,253.00
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	1,926	50.87	97,975.62
VISTRA ENERGY CORP	9,900	22.35	221,265.00
WEC ENERGY GROUP INC	1,705	63.02	107,449.10
APPLIED MATERIALS INC	12,181	57.86	704,792.66
BROADCOM INC	306	251.74	77,032.44
FIRST SOLAR INC	4,900	72.68	356,132.00
INTEL CORP	50,116	53.54	2,683,210.64
KLA-TENCOR CORP	1,600	110.62	176,992.00
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	1,700	58.99	100,283.00
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	1,441	89.07	128,349.87
MICRON TECHNOLOGY INC	4,623	52.26	241,597.98
NVIDIA CORP	407	237.54	96,678.78
TEXAS INSTRUMENTS INC	2,325	105.39	245,031.75

	XILINX INC	1,775	69.89	124,054.75
	米ドル 計	2,407,532		184,058,416.30 (19,731,062,227)
カナダドル	CANADIAN NATURAL RESOURCES	7,325	43.70	320,102.50
	CENOVUS ENERGY INC	15,549	12.25	190,475.25
	ENCANA CORP	3,813	15.37	58,605.81
	IMPERIAL OIL LTD	1,579	36.89	58,249.31
	PAREX RESOURCES INC	2,100	19.91	41,811.00
	CANFOR CORP	5,200	31.71	164,892.00
	INTERFOR CORP	4,200	25.39	106,638.00
	LUNDIN MINING CORP	6,265	8.03	50,307.95
	METHANEX CORP	800	86.00	68,800.00
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	2,279	33.01	75,229.79
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	4,900	94.42	462,658.00
	TFI INTERNATIONAL INC	3,600	34.12	122,832.00
	WESTJET AIRLINES LTD	2,600	22.96	59,696.00
	LINAMAR CORP	1,163	72.82	84,689.66
	MAGNA INTERNATIONAL INC	1,688	76.21	128,642.48
	BRP INC/CA- SUB VOTING	3,636	54.32	197,507.52
	GREAT CANADIAN GAMING CORP	2,200	35.99	79,178.00
	STARS GROUP INC/THE	10,412	35.37	368,272.44
	COGECO COMMUNICATIONS INC	1,300	67.22	87,386.00
	QUEBECOR INC -CL B	2,900	24.11	69,919.00
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	2,400	167.11	401,064.00
	EMPIRE CO LTD 'A'	5,900	23.92	141,128.00
	MAPLE LEAF FOODS INC	2,900	30.80	89,320.00
	BANK OF MONTREAL	1,100	94.75	104,225.00
	BANK OF NOVA SCOTIA	1,818	76.40	138,895.20
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	2,167	110.54	239,540.18
	GENWORTH MI CANADA INC	1,700	38.51	65,467.00
	ROYAL BANK OF CANADA	3,001	96.22	288,756.22
	TORONTO-DOMINION BANK	4,463	69.94	312,142.22
	THOMSON REUTERS CORP	2,362	50.43	119,115.66
	TMX GROUP LTD	300	77.98	23,394.00
	GREAT-WEST LIFECO INC	1,927	33.38	64,323.26
	INTACT FINANCIAL CORP	1,105	96.33	106,444.65
	MANULIFE FINANCIAL CORP	3,112	23.42	72,883.04
	SUN LIFE FINANCIAL INC	4,937	50.96	251,589.52
	CGI GROUP INC - CLASS A	1,600	73.60	117,760.00
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	100	891.29	89,129.00
	BCE INC	2,208	53.82	118,834.56
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	4,000	56.79	227,160.00
	カナダドル 計	130,609		5,767,064.22 (491,988,248)
メキシコペソ	AMERICA MOVIL SAB DE C-SER L	322,627	17.79	5,739,534.33
	メキシコペソ 計	322,627		5,739,534.33 (34,150,229)
ユーロ	ENAGAS SA	2,616	22.99	60,141.84
	ENI SPA	38,025	15.68	596,232.00
	OMV AG	1,097	49.37	54,158.89
	REPSOL SA	32,400	15.45	500,742.00
	SBM OFFSHORE NV	20,405	13.41	273,733.07

TENARIS SA	20,537	14.88	305,590.56
ACERINOX SA	4,531	11.72	53,125.97
APERAM	1,039	41.53	43,149.67
ARCELORMITTAL	2,869	27.00	77,463.00
AURUBIS AG	652	69.80	45,509.60
BASF SE	974	85.32	83,101.68
BEKAERT NV	1,470	34.14	50,185.80
COVESTRO AG	9,038	80.92	731,354.96
HEIDELBERGCEMENT AG	841	80.18	67,431.38
NAVIGATOR CO SA/THE	14,189	4.72	67,028.83
OUTOKUMPU OYJ	5,627	5.70	32,118.91
SALZGITTER AG	1,138	44.25	50,356.50
TIKKURILA OYJ	15,985	16.00	255,760.00
UPM-KYMMENE OYJ	10,710	29.52	316,159.20
VOESTALPINE AG	1,504	44.26	66,567.04
ANDRITZ AG	7,461	45.92	342,609.12
CFE	493	104.60	51,567.80
EIFFAGE	903	95.58	86,308.74
GEA GROUP AG	12,988	33.48	434,838.24
LEONARDO SPA	5,219	9.59	50,071.08
PHILIPS LIGHTING NV	1,877	30.69	57,605.13
VALMET OYJ	5,630	16.85	94,865.50
BUREAU VERITAS SA	11,242	21.11	237,318.62
DERICHEBOURG	5,118	7.22	36,977.55
ALD SA	5,334	13.96	74,462.64
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	28,604	27.01	772,594.04
HAPAG-LLOYD AG	1,666	34.90	58,143.40
INTL CONSOLIDATED AIRLINE-DI	20,300	7.10	144,130.00
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	678	91.22	61,847.16
DAIMLER AG-REGISTERED SHARES	1,330	66.00	87,780.00
FAURECIA	1,181	68.80	81,252.80
FIAT CHRYSLER AUTOMOBILES NV	38,483	19.57	753,420.17
GESTAMP AUTOMOCION SA	9,315	6.83	63,621.45
HELLA GMBH & CO KGAA	1,124	54.60	61,370.40
PEUGEOT SA	31,631	20.74	656,026.94
PLASTIC OMNIUM	2,054	40.70	83,597.80
SCHAEFFLER AG	3,761	13.22	49,720.42
ADIDAS AG	1,197	213.20	255,200.40
CHRISTIAN DIOR SE	164	342.30	56,137.20
HERMES INTERNATIONAL	2,138	524.20	1,120,739.60
MONCLER SPA	28,541	34.46	983,522.86
MEDIASET ESPANA COMUNICACION	1,300	8.34	10,842.00
PUBLICIS GROUPE	10,477	56.22	589,016.94
CECONOMY AG	9,160	9.34	85,554.40
D'IETTEREN SA/NV	1,600	35.10	56,160.00
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N.V.	7,233	18.86	136,428.84
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	3,322	86.10	286,024.20
DANONE	8,043	66.06	531,320.58
HEINEKEN NV	13,757	89.66	1,233,452.62
UNILEVER NV-CVA	46,728	46.23	2,160,469.08
SANOFI	13,568	66.41	901,050.88
UCB SA	4,380	66.34	290,569.20

	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	6,200	6.40	39,692.40
	BANCO DE SABADELL SA	403,239	1.71	690,345.16
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	9,477	7.52	71,267.04
	BNP PARIBAS	2,000	61.93	123,860.00
	COMMERZBANK AG	17,520	10.87	190,477.44
	ING GROEP NV	5,106	14.19	72,474.56
	MEDIOBANCA SPA	22,948	9.89	227,001.61
	SOCIETE GENERALE SA	7,230	44.66	322,891.80
	AURELIUS EQUITY OPPORTUNITIE	700	62.60	43,820.00
	NATIXIS	6,800	6.63	45,111.20
	AGEAS	625	43.26	27,037.50
	ALLIANZ SE-REG	409	192.12	78,577.08
	ASR NEDERLAND NV	6,379	37.42	238,702.18
	AXA SA	2,950	23.12	68,218.75
	HANNOVER RUECK SE	483	115.20	55,641.60
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	858	194.45	166,838.10
	NN GROUP NV	15,713	38.23	600,707.99
	EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	113,127	3.16	357,820.70
	ENEL SPA	225,627	5.16	1,164,235.32
	ENGIE	27,631	13.97	386,005.07
	ASML HOLDING NV	427	169.75	72,483.25
	SILTRONIC AG	2,244	152.10	341,312.40
	STMICROELECTRONICS NV	25,310	18.76	474,815.60
	ユーロ計	1,436,650		22,625,865.45 (3,000,189,758)
英債券	BP PLC	357,407	4.96	1,775,240.56
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	14,825	23.83	353,279.75
	ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	39,818	24.29	967,179.22
	ANGLO AMERICAN PLC	4,495	16.98	76,334.09
	BHP BILLITON PLC	4,524	14.47	65,489.42
	CENTAMIN PLC	59,731	1.49	89,536.76
	GLENCORE PLC	20,611	3.47	71,623.22
	RIO TINTO PLC	4,244	37.75	160,211.00
	RPC GROUP PLC	6,206	7.97	49,486.64
	BAE SYSTEMS PLC	67,771	6.01	407,303.71
	MEGGITT PLC	47,331	4.46	211,427.57
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	13,530	57.00	771,210.00
	TRAVIS PERKINS PLC	17,931	12.82	229,965.07
	AGGREKO PLC	6,283	7.42	46,632.42
	BABCOCK INTL GROUP PLC	4,517	7.26	32,829.55
	INTERTEK GROUP PLC	27,281	48.33	1,318,490.73
	INTL CONSOLIDATED AIRLINE-DI	8,105	6.13	49,699.86
	ROYAL MAIL PLC	54,976	5.58	307,095.93
	BELLWAY PLC	1,710	32.18	55,027.80
	BERKELEY GROUP HOLDINGS/THE	1,671	39.15	65,419.65
	PERSIMMON PLC	16,063	27.04	434,343.52
	REDROW PLC	5,821	6.12	35,653.62
	TAYLOR WIMPEY PLC	181,655	1.92	349,867.53
	GREENE KING PLC	10,031	5.78	58,039.36
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	30,675	43.03	1,319,945.25
	MILLENNIUM&COPTHORNE HOTEL	9,657	5.66	54,658.62
	SSP GROUP PLC	4,645	6.28	29,175.24

THOMAS COOK GROUP PLC	31,564	1.19	37,750.54	
TUI AG-DI	12,636	15.81	199,775.16	
WILLIAM HILL PLC	16,791	3.30	55,410.30	
DAILY MAIL&GENERAL TST-A NV	8,444	6.49	54,843.78	
WPP PLC	45,405	11.04	501,271.20	
DIXONS CARPHONE PLC	25,774	2.04	52,578.96	
INCHCAPE PLC	7,199	7.05	50,752.95	
JD SPORTS FASHION PLC	10,859	3.71	40,319.46	
KINGFISHER PLC	17,327	3.00	52,119.61	
LOOKERS PLC	96,598	0.91	88,676.96	
MARKS & SPENCER GROUP PLC	162,756	2.81	457,344.36	
SPORTS DIRECT INTERNATIONAL	15,290	3.72	57,016.41	
VERTU MOTORS PLC	139,913	0.46	65,269.41	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	2,999	39.65	118,925.34	
DIAGEO PLC	69,971	24.46	1,711,840.51	
FEVERTREE DRINKS PLC	19,048	27.50	523,820.00	
IMPERIAL BRANDS PLC	12,360	24.08	297,690.60	
STOCK SPIRITS GROUP PLC	54,377	2.50	135,942.50	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	13,399	58.06	777,945.94	
GLAXOSMITHKLINE PLC	25,035	14.12	353,644.41	
BARCLAYS PLC	569,560	2.11	1,206,043.30	
HSBC HOLDINGS PLC	11,731	6.75	79,242.90	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	905,023	0.67	612,338.56	
ROYAL BANK OF SCOTLAND GROUP	62,316	2.68	167,256.14	
3I GROUP PLC	30,720	9.04	277,708.80	
PLUS500 LTD	5,706	13.03	74,349.18	
ST JAMES'S PLACE PLC	6,166	11.00	67,826.00	
AVIVA PLC	8,024	5.12	41,082.88	
DIRECT LINE INSURANCE GROUP	17,242	3.65	62,967.78	
FOXTONS GROUP PLC	139,484	0.78	108,797.52	
LSL PROPERTY SERVICES PLC	73,414	2.53	185,737.42	
VODAFONE GROUP PLC	280,852	2.06	579,959.38	
英債券 計	3,919,497		18,481,414.35 (2,833,385,633)	
スイスフラン	LAFARGEHOLCIM LTD-REG	1,476	53.58	79,084.08
	ABB LTD-REG	6,793	22.48	152,706.64
	FISCHER (GEORG)-REG	68	1,265.00	86,020.00
	GEBERIT AG-REG	2,805	424.00	1,189,320.00
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	7,741	205.60	1,591,549.60
	ADECCO GROUP AG-REG	980	68.36	66,992.80
	SGS SA-REG	39	2,402.00	93,678.00
	CIE FINANCIERE RICHEMONT-REG	20,957	93.82	1,966,185.74
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	4	73,000.00	292,000.00
	NESTLE SA-REG	55,071	75.34	4,149,049.14
	NOVARTIS AG-REG	15,416	79.04	1,218,480.64
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	19,523	216.60	4,228,681.80
	PARGESA HOLDING SA-BR	1,043	90.20	94,078.60
	UBS GROUP AG-REG	6,690	16.95	113,428.95
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	293	313.20	91,767.60
	SWISSCOM AG-REG	164	455.30	74,669.20
スイスフラン 計		139,063		15,487,692.79 (1,716,036,361)

スウェーデンクローネ	SSAB AB-A SHARES	10,686	51.36	548,832.96
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	7,092	92.54	656,293.68
	AHLSSELL AB	10,329	52.85	545,887.65
	NCC AB-B SHS	3,458	157.65	545,153.70
	SANDVIK AB	10,760	159.95	1,721,062.00
	VOLVO AB-B SHS	26,520	158.00	4,190,160.00
	SWEDISH MATCH AB	25,694	377.40	9,696,915.60
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	5,753	85.14	489,810.42
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	127,747	100.00	12,774,700.00
	SWEDBANK AB - A SHARES	6,766	184.10	1,245,620.60
スウェーデンクローネ 計		234,805		32,414,436.61 (413,284,066)
ノルウェークローネ	AKER BP ASA	1,821	240.00	437,040.00
	STATOIL ASA	11,660	197.60	2,304,016.00
	SUBSEA 7 SA	3,740	112.10	419,254.00
	TGS NOPEC GEOPHYSICAL CO ASA	5,490	239.10	1,312,659.00
	AUSTEVOLL SEAFOOD ASA	1,100	88.40	97,240.00
	ORKLA ASA	18,771	81.10	1,522,328.10
	SALMAR ASA	3,063	360.60	1,104,517.80
	TELENOR ASA	14,623	172.45	2,521,736.35
ノルウェークローネ 計		60,268		9,718,791.25 (134,313,695)
デンマーククローネ	DFDS A/S	1,214	380.40	461,805.60
	DSV A/S	17,237	492.70	8,492,669.90
	PANDORA A/S	801	698.60	559,578.60
	ROYAL UNIBREW	490	410.20	200,998.00
	SCANDINAVIAN TOBACCO GROUP A	31,889	106.00	3,380,234.00
	H LUNDBECK A/S	2,052	343.40	704,656.80
	NOVO NORDISK A/S-B	1,654	295.80	489,253.20
	DANSKE BANK A/S	8,719	223.00	1,944,337.00
デンマーククローネ 計		64,056		16,233,533.10 (288,956,889)

オーストラリア ドル	SANTOS LTD	35,700	5.93	211,701.00
	WHITEHAVEN COAL LTD	46,300	4.41	204,183.00
	BLUESCOPE STEEL LTD	27,200	15.55	422,960.00
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	16,000	4.51	72,160.00
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	3,577	23.51	84,095.27
	MINERAL RESOURCES LTD	11,800	16.70	197,060.00
	NEWCREST MINING LTD	19,500	20.13	392,535.00
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	38,200	6.45	246,390.00
	OZ MINERALS LTD	4,700	8.92	41,924.00
	REGIS RESOURCES LTD	24,700	4.75	117,325.00
	SANDFIRE RESOURCES NL	12,126	8.05	97,614.30
	SIMS METAL MANAGEMENT LTD	7,900	14.88	117,552.00
	SOUTH32 LTD	27,128	3.62	98,203.36
	ST BARBARA LTD	26,800	4.35	116,580.00
	BRAMBLES LTD	10,607	9.68	102,675.76
	QANTAS AIRWAYS LTD	59,000	5.95	351,050.00
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	20,000	24.51	490,200.00
	CROWN RESORTS LTD	14,800	12.75	188,700.00
	WESFARMERS LTD	5,003	41.15	205,873.45
	WOOLWORTHS GROUP LTD	7,301	26.53	193,695.53
	COCA-COLA AMATIL LTD	5,400	8.90	48,060.00
TREASURY WINE ESTATES LTD	7,600	17.52	133,152.00	
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	2,813	72.76	204,673.88	
ASX LTD	1,477	56.04	82,771.08	
COMPUTERSHARE LTD	7,200	17.77	127,944.00	
TELSTRA CORP LTD	25,750	3.15	81,112.50	
AGL ENERGY LTD	10,725	20.88	223,938.00	
オーストラリアドル 計		479,307		4,854,129.13 (404,251,873)
香港ドル	BOC AVIATION LTD	12,200	45.70	557,540.00
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	25,000	90.40	2,260,000.00
	GUOCO GROUP LTD	4,000	103.90	415,600.00
	HOPEWELL HOLDINGS LTD	17,500	30.95	541,625.00
	JOHNSON ELECTRIC HOLDINGS	19,000	27.35	519,650.00
	NWS HOLDINGS LTD	37,000	14.34	530,580.00
	CATHAY PACIFIC AIRWAYS	193,000	12.60	2,431,800.00
	KERRY LOGISTICS NETWORK LTD	50,500	12.00	606,000.00
	MTR CORP	9,000	42.95	386,550.00
	XINYI GLASS HOLDINGS LTD	50,000	11.46	573,000.00
	CHINA RESOURCES BEER HOLDIN	106,000	35.20	3,731,200.00
	AGRICULTURAL BANK OF CHINA-H	441,000	4.25	1,874,250.00
	CHINA CONSTRUCTION BANK-H	940,405	7.89	7,419,795.45
	HANG SENG BANK LTD	5,904	192.30	1,135,339.20
	IND & COMM BK OF CHINA-H	368,000	6.59	2,425,120.00
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	114,000	26.20	2,986,800.00
	CK ASSET HOLDINGS LTD	75,000	66.80	5,010,000.00
	HYSAN DEVELOPMENT CO	14,000	43.75	612,500.00
	KERRY PROPERTIES LTD	22,000	36.25	797,500.00
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	13,000	123.30	1,602,900.00
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	15,000	77.50	1,162,500.00
SWIRE PROPERTIES LTD	21,200	27.50	583,000.00	
WHARF HOLDINGS LTD	58,000	25.85	1,499,300.00	

	WHEELLOCK & CO LTD	14,000	55.75	780,500.00	
	TENCENT HOLDINGS LTD	19,460	397.20	7,729,512.00	
	CHINA RESOURCES POWER HOLDIN	172,000	14.02	2,411,440.00	
	CLP HOLDINGS LTD	9,954	80.50	801,297.00	
	香港ドル 計	2,826,123		51,385,298.65 (701,923,179)	
シンガポールドル	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	23,800	3.08	73,304.00	
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	70,200	1.20	84,240.00	
	COMFORTDELGRO CORP LTD	58,700	2.18	127,966.00	
	GENTING SINGAPORE PLC	92,200	1.19	109,718.00	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	18,400	28.73	528,632.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	41,100	28.39	1,166,829.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	427,100	3.37	1,439,327.00	
	シンガポールドル 計	731,500		3,530,016.00 (288,684,708)	
マレーシアリングット	CIMB GROUP HOLDINGS BHD	24,100	7.30	175,930.00	
	マレーシアリングット 計	24,100		175,930.00 (4,848,630)	
タイバーツ	KASIKORNBANK PCL-NVDR	112,200	199.50	22,383,900.00	
	SIAM COMMERCIAL BANK-FOREIGN	24,200	136.50	3,303,300.00	
	タイバーツ 計	136,400		25,687,200.00 (88,107,096)	
韓国ウォン	HYUNDAI MOTOR CO	11,423	157,500.00	1,799,122,500.00	
	GRAND KOREA LEISURE CO LTD	10,404	27,000.00	280,908,000.00	
	KT&G CORP	1,544	99,100.00	153,010,400.00	
	CLIO COSMETICS CO LTD	5,731	35,050.00	200,871,550.00	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	9,561	45,450.00	434,547,450.00	
	NAVER CORP	423	748,000.00	316,404,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	1,425	2,499,000.00	3,561,075,000.00	
	韓国ウォン 計	40,511		6,745,938,900.00 (679,990,641)	
新台湾ドル	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	539,102	238.00	128,306,276.00	
	新台湾ドル 計	539,102		128,306,276.00 (468,317,907)	
イスラエルシェケル	ISRAEL CHEMICALS LTD	16,500	15.74	259,710.00	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	34,661	21.55	746,944.55	
	イスラエルシェケル 計	51,161		1,006,654.55 (30,702,963)	
南アフリカランド	NASPERS LTD-N SHS	2,512	3,008.89	7,558,331.68	
	南アフリカランド 計	2,512		7,558,331.68 (67,647,068)	
オフショア元	FOSHAN HAITIAN FLAVOURING -A	57,688	59.42	3,427,820.96	
	JIANGSU YANGHE BREWERY -A	38,605	106.21	4,100,237.05	
	オフショア元 計	96,293		7,528,058.01 (128,503,950)	
	合計	13,642,116		31,506,345,121 (31,506,345,121)	

株式以外の有価証券
次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

投資証券	米ドル	AGNC INVESTMENT CORP	9,600	180,288.00		
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	821	137,082.37		
		FEDERAL REALTY INVS TRUST	822	95,779.44		
		GRANITE POINT MORTGAGE TRUST	4,588	77,078.40		
		REGENCY CENTERS CORP	1,662	97,359.96		
		TWO HARBORS INVESTMENT CORP	30,666	482,682.84		
	米ドル 計			48,159	1,070,271.01	(114,733,052)
	カナダドル	GRANITE REAL ESTATE INVESTME	1,500	75,825.00		
	カナダドル 計			1,500	75,825.00	(6,468,630)
	オーストラリアドル	INVESTA OFFICE FUND	13,900	59,631.00		
		STOCKLAND	19,400	76,436.00		
		VICINITY CENTRES	37,100	88,298.00		
	オーストラリアドル 計			70,400	224,365.00	(18,685,117)
	香港ドル	LINK REIT	18,249	1,253,706.30		
	香港ドル 計			18,249	1,253,706.30	(17,125,628)
合計				157,012,427	(157,012,427)	

有価証券明細表注記

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の()内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
- 3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 239銘柄	99.4%		62.3%
	投資証券 6銘柄		0.6%	0.4%
カナダドル	株式 39銘柄	98.7%		1.6%
	投資証券 1銘柄		1.3%	0.0%
メキシコペソ	株式 1銘柄	100.0%		0.1%
ユーロ	株式 80銘柄	100.0%		9.5%
英ポンド	株式 59銘柄	100.0%		8.9%
スイスフラン	株式 16銘柄	100.0%		5.4%
スウェーデンクローネ	株式 10銘柄	100.0%		1.3%
ノルウェークローネ	株式 8銘柄	100.0%		0.4%
デンマーククローネ	株式 8銘柄	100.0%		0.9%
オーストラリアドル	株式 27銘柄	95.6%		1.3%
	投資証券 3銘柄		4.4%	0.1%
香港ドル	株式 27銘柄	97.6%		2.2%
	投資証券 1銘柄		2.4%	0.1%
シンガポールドル	株式 7銘柄	100.0%		0.9%
マレーシアリングット	株式 1銘柄	100.0%		0.0%
タイバーツ	株式 2銘柄	100.0%		0.3%
韓国ウォン	株式 7銘柄	100.0%		2.1%
新台幣ドル	株式 1銘柄	100.0%		1.5%
イスラエルシェケル	株式 2銘柄	100.0%		0.1%
南アフリカランド	株式 1銘柄	100.0%		0.2%
オフショア元	株式 2銘柄	100.0%		0.4%

4.通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

- 5.投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

以下は平成30年5月31日現在の当ファンドの現況です。

資産総額	574,341,164 円
負債総額	2,987,135 円
純資産総額(-)	571,354,029 円
発行済口数	421,109,264 口
1口当たり純資産額(/)	1.3568 円

(参考) ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドの現況

以下は平成30年5月31日現在のマザーファンドの現況です。

純資産額計算書

資産総額	33,800,036,184 円
負債総額	469,637,188 円
純資産総額(-)	33,330,398,996 円
発行済口数	11,895,948,231 口
1口当たり純資産額(/)	2.8018 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成30年5月末現在の委託会社の資本金の額：490百万円

委託会社が発行する株式総数：40,000株

発行済株式総数：34,090株

直近5カ年における主な資本の額の増減：平成29年12月15日 資本金490百万円に減資

(2)会社の機構

会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の仕事の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社を組み合わせる運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセラーを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況（外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況を含みます。）等について、運用部および法務・コンプライアンス部から報告を受けるとともに、その検証を行っています。

上記の体制等は平成30年5月末現在のものであり、今後変更される場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

平成30年5月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下のとおりです。

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	35本	193,895,047,209円
単位型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単位型公社債投資信託	0本	0円
合 計	35本	193,895,047,209円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度(自平成29年1月1日 至平成29年12月31日)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第19期 (平成28年12月31日現在)	第20期 (平成29年12月31日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	1,766,257	1,720,918
前払費用	25,677	23,461
未収委託者報酬	338,425	432,159
未収運用受託報酬	1,488,261	1,654,243
未収投資助言報酬	191,467	255,666
未収入金	2 114,514	20,511
繰延税金資産	-	375,206
その他流動資産	47,798	85,970
流動資産合計	3,972,402	4,568,138
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	135,039	119,508
器具備品	50,420	50,595
有形固定資産合計	1 185,459	170,103
無形固定資産		
ソフトウェア	300	-
無形固定資産合計	300	-
投資その他の資産		
長期差入保証金	57,262	57,262
長期貸付金	2 171,000	171,000
投資その他の資産合計	228,262	228,262
固定資産合計	414,022	398,365
資産合計	4,386,424	4,966,504

(単位：千円)

	第19期 (平成28年12月31日現在)	第20期 (平成29年12月31日現在)
負債の部		
流動負債		
預り金	26,247	29,333
未払金		

未払手数料	36,603	40,954
未払委託調査費	561,923	837,693
未払委託計算費	5,840	6,294
その他未払金	192,405	358,282
未払金合計	796,772	1,243,224
未払費用	57,331	104,317
未払消費税等	55,638	258,699
未払法人税等	102,616	459,314
前受金	53,813	53,813
賞与引当金	539,321	632,237
リース債務	156	162
流動負債合計	1,631,900	2,781,102
固定負債		
資産除去債務	36,531	36,940
長期未払金	800,484	872,920
長期未払費用	10,669	1,229
長期リース債務	273	110
固定負債合計	847,958	911,201
負債合計	2,479,858	3,692,304
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,609,500	490,000
資本剰余金		
資本準備金	-	13,685
資本剰余金合計	-	13,685
利益剰余金		
利益準備金	23,988	108,814
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	273,077	661,699
利益剰余金合計	297,066	770,513
株主資本合計	1,906,566	1,274,199
純資産合計	1,906,566	1,274,199
負債純資産合計	4,386,424	4,966,504

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第19期	第20期
	(自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	(自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,130,846	1,313,922
運用受託報酬	4,709,058	6,173,936
投資助言報酬	522,734	624,116
その他収益	769,433	1,069,226
営業収益合計	7,132,073	9,181,202
営業費用		
支払手数料	132,605	145,424
広告宣伝費	190	310

調査費		
委託調査費	3,577,514	4,546,385
図書費	1,431	1,640
調査費合計	3,578,946	4,548,026
委託計算費	61,984	65,348
営業雑経費		
通信費	8,367	9,037
印刷費	10,051	9,175
協会費	11,369	11,505
営業雑経費合計	29,788	29,718
営業費用合計	3,803,515	4,788,828
一般管理費		
給料		
役員報酬	71,351	58,655
給料・手当	1,068,214	1,068,119
賞与	44,830	42,549
賞与引当金繰入額	539,321	632,237
給料合計	1,723,717	1,801,561
福利厚生費	159,549	161,989
交際費	15,239	10,293
寄付金	2,637	416
旅費交通費	29,934	28,479
租税公課	30,095	46,086
不動産賃借料	162,459	66,583
退職給付費用	157,550	150,456
消耗器具備品費	348,757	333,042
事務委託費	38,134	30,015
修繕費	6,243	7,504
水道光熱費	5,638	4,210
会議費用	3,356	1,382
固定資産減価償却費	43,559	32,503
諸経費	219,760	207,937
一般管理費合計	2,946,632	2,882,462
営業利益又は営業損失（ ）	381,926	1,509,911
営業外収益		
受取利息	1,381	2,289
その他営業外収益	3,122	2,461
営業外収益合計	4,503	4,751
営業外費用		
支払利息	71	11
為替差損	2,296	1,352
営業外費用合計	2,368	1,364
経常利益又は経常損失（ ）	384,060	1,513,298
特別損失		
割増退職金	31,673	76,795
固定資産除却損	1	-
特別損失合計	45,373	76,795
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（ ）	338,687	1,436,503
法人税、住民税及び事業税	65,609	490,010
法人税等調整額	-	375,206
法人税等合計	65,609	114,804

当期純利益又は当期純損失（ ）

273,077

1,321,699

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

第19期 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,609,500	-	-	-	-	263,877	263,877	1,873,377	1,873,377
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	23,988	263,877	239,888	239,888	239,888
当期純利益又は 当期純損失（ ）	-	-	-	-	-	273,077	273,077	273,077	273,077
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	23,988	9,200	33,188	33,188	33,189
当期末残高	1,609,500	-	-	-	23,988	273,077	297,066	1,906,566	1,906,566

(単位:千円)

第20期 (自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日)									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	1,609,500	-	-	-	23,988	273,077	297,066	1,906,566	1,906,566
当期変動額									
剰余金の配当	-	13,685	1,119,500	1,105,814	84,825	933,077	848,252	1,954,066	1,954,066
当期純利益又は 当期純損失（ ）	-	-	-	-	-	1,321,699	1,321,699	1,321,699	1,321,699
資本金から その他資本剰余金 への振替	1,119,500	-	1,119,500	1,119,500	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	1,119,500	13,685	-	13,685	84,825	388,622	473,447	632,366	632,366
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	661,699	770,513	1,274,199	1,274,199

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

該当事項はありません。

2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
5. リース取引の処理方法	リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

第19期 平成28年12月31日現在		第20期 平成29年12月31日現在	
*1 有形固定資産の減価償却累計額		*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	96,327千円	建物付属設備	115,337千円
器具備品	115,466千円	器具備品	128,659千円
*2 関係会社項目		*2 関係会社項目	
未収入金	19,045千円	未収入金	20,152千円
長期貸付金	5,000千円	長期貸付金	5,000千円

(損益計算書関係)

第19期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日		第20期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日	
*1 固定資産除却損		該当事項はありません。	
建物付属設備	10,804千円		
器具備品	2,895千円		
	13,700千円		

(株主資本等変動計算書関係)

第19期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日					第20期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)	株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
発行済株式					発行済株式				

普通株式	34,090	-	-	34,090	普通株式	34,090	-	-	34,090		
合計	34,090	-	-	34,090	合計	34,090	-	-	34,090		
2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額					2. 配当に関する事項 (1)配当金支払額						
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日	決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 株主総会	普通株式	19,146千円	561.65円	平成27年12月31日	平成28年5月20日	平成29年3月28日 株主総会	普通株式	248,252千円	7,282.25円	平成28年12月31日	平成29年4月4日
平成28年11月19日 株主総会	普通株式	220,741千円	6,475.26円	平成27年12月31日	平成28年11月30日	平成29年10月26日 株主総会	普通株式	600,000千円	17,600.46円	平成29年6月30日	平成29年10月27日
(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの						平成29年11月6日 株主総会	普通株式	1,105,814千円	32,438.07円	平成29年6月30日	平成29年12月18日
						(2)基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。					
決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たりの配当額	基準日	効力発生日					
平成29年3月28日 株主総会	普通株式	248,252千円	利益 剰余金	7,282.25円	平成28年12月31日	平成29年4月4日					

(リース取引関係)

第19期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日	第20期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

(金融商品関係)

第19期 平成28年12月31日現在	第20期 平成29年12月31日現在
1. 金融商品の状況に関する事項	
(1)金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。	
(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。 未払金、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。	
2. 金融商品の時価等に関する事項 平成28年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。	2. 金融商品の時価等に関する事項 平成29年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：千円)				(単位：千円)			
	貸借対照表 計上額()	時価()	差額		貸借対照表 計上額()	時価()	差額
(1)預金	1,766,257	1,766,257	-	(1)預金	1,720,918	1,720,918	-
(2)未収委託者報酬	338,425	338,425	-	(2)未収委託者報酬	432,159	432,159	-
(3)未収運用受託報酬	1,488,261	1,488,261	-	(3)未収運用受託報酬	1,654,243	1,654,243	-
(4)未払金	(778,822)	(778,822)	-	(4)未収投資助言報酬	255,666	255,666	-
()負債に計上されているものについては、()で示しております。				(5)未払金	(1,243,224)	(1,243,224)	-
				(6)未払消費税等	(258,699)	(258,699)	-
				(7)未払法人税等	(459,314)	(459,314)	-
(注1)金融商品の時価の算定方法				(注1)金融商品の時価の算定方法			
(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、並びに(4)未払金				(1)預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬、(5)未払金、(6)未払消費税等、並びに(7)未払法人税等			
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。				これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。			
(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額				(注2)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額			
(単位：千円)				(単位：千円)			
	1年以内	1年超 5年以内	5年超		1年以内	1年超 5年以内	5年超
(1)預金	1,766,257	-	-	(1)預金	1,720,918	-	-
(2)未収委託者報酬	338,425	-	-	(2)未収委託者報酬	432,159	-	-
(3)未収運用受託報酬	1,488,261	-	-	(3)未収運用受託報酬	1,654,243	-	-
				(4)未収投資助言報酬	255,666	-	-

(有価証券関係)

第19期 平成28年12月31日現在	第20期 平成29年12月31日現在
1. 其他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。	1. 其他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。
2. 当期中に売却した其他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、 該当事項はありません。	2. 当期中に売却した其他有価証券 同左

(デリバティブ取引関係)

第19期 平成28年12月31日現在	第20期 平成29年12月31日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

第19期 平成28年12月31日現在	第20期 平成29年12月31日現在

<p>1.採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。</p>	<p>1.採用している退職給付制度の概要 同左</p>																						
<p>2.退職一時金制度 (単位：千円)</p> <p>(1)長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>長期未払金の当期首残高</td> <td>769,305</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>108,829</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>77,650</td> </tr> <tr> <td>長期未払金の当期末残高</td> <td>800,484</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)退職給付費用 (単位：千円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>108,829</td> </tr> </tbody> </table>	長期未払金の当期首残高	769,305	退職給付費用	108,829	退職給付の支払額	77,650	長期未払金の当期末残高	800,484	簡便法で計算した退職給付費用	108,829	<p>2.退職一時金制度 (単位：千円)</p> <p>(1)長期未払金の当期首残高と当期末残高の調整表</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>長期未払金の当期首残高</td> <td>800,484</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>102,852</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td>30,556</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>長期未払金の当期末残高</td> <td>872,920</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)退職給付費用 (単位：千円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>102,852</td> </tr> </tbody> </table>	長期未払金の当期首残高	800,484	退職給付費用	102,852	退職給付の支払額	30,556	その他	140	長期未払金の当期末残高	872,920	簡便法で計算した退職給付費用	102,852
長期未払金の当期首残高	769,305																						
退職給付費用	108,829																						
退職給付の支払額	77,650																						
長期未払金の当期末残高	800,484																						
簡便法で計算した退職給付費用	108,829																						
長期未払金の当期首残高	800,484																						
退職給付費用	102,852																						
退職給付の支払額	30,556																						
その他	140																						
長期未払金の当期末残高	872,920																						
簡便法で計算した退職給付費用	102,852																						
<p>3.確定拠出制度 (単位：千円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>確定拠出制度への要拠出額</td> <td>48,720</td> </tr> </tbody> </table>	確定拠出制度への要拠出額	48,720	<p>3.確定拠出制度 (単位：千円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>確定拠出制度への要拠出額</td> <td>47,604</td> </tr> </tbody> </table>	確定拠出制度への要拠出額	47,604																		
確定拠出制度への要拠出額	48,720																						
確定拠出制度への要拠出額	47,604																						

(ストック・オプション等関係)

第19期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日	第20期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(税効果会計関係)

第19期 平成28年12月31日現在	第20期 平成29年12月31日現在																																										
<p>1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税務上の繰越欠損金</td> <td>104,951</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>188,305</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>166,418</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td>35,032</td> </tr> <tr> <td>長期未払金</td> <td>247,005</td> </tr> <tr> <td>長期未払費用</td> <td>3,292</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19,182</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td>764,187</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>764,187</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	繰延税金資産		税務上の繰越欠損金	104,951	未払費用	188,305	賞与引当金	166,418	資産除去債務	35,032	長期未払金	247,005	長期未払費用	3,292	その他	19,182	繰延税金資産合計	764,187	評価性引当額	764,187	繰延税金資産の純額	0	<p>1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳 (単位：千円)</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>繰延税金資産</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td>277,603</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td>195,108</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td>36,822</td> </tr> <tr> <td>長期未払金</td> <td>276,669</td> </tr> <tr> <td>長期未払費用</td> <td>379</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>26,695</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td>816,279</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td>441,072</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td> <td>375,206</td> </tr> </tbody> </table>	繰延税金資産		未払費用	277,603	賞与引当金	195,108	資産除去債務	36,822	長期未払金	276,669	長期未払費用	379	その他	26,695	繰延税金資産合計	816,279	評価性引当額	441,072	繰延税金資産の純額	375,206
繰延税金資産																																											
税務上の繰越欠損金	104,951																																										
未払費用	188,305																																										
賞与引当金	166,418																																										
資産除去債務	35,032																																										
長期未払金	247,005																																										
長期未払費用	3,292																																										
その他	19,182																																										
繰延税金資産合計	764,187																																										
評価性引当額	764,187																																										
繰延税金資産の純額	0																																										
繰延税金資産																																											
未払費用	277,603																																										
賞与引当金	195,108																																										
資産除去債務	36,822																																										
長期未払金	276,669																																										
長期未払費用	379																																										
その他	26,695																																										
繰延税金資産合計	816,279																																										
評価性引当額	441,072																																										
繰延税金資産の純額	375,206																																										
<p>2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td>30.86%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>7.53%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td>0.20%</td> </tr> </tbody> </table>	法定実効税率 (調整)	30.86%	交際費等永久に損金に算入されない項目	7.53%	住民税均等割	0.20%	<p>2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>法定実効税率 (調整)</td> <td>30.86%</td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td>1.93%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td>0.01%</td> </tr> </tbody> </table>	法定実効税率 (調整)	30.86%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.93%	住民税均等割	0.01%																														
法定実効税率 (調整)	30.86%																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.53%																																										
住民税均等割	0.20%																																										
法定実効税率 (調整)	30.86%																																										
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.93%																																										
住民税均等割	0.01%																																										

評価性引当額の増減	38.52%	評価性引当額の増減	22.49%
税率変更による期末繰延税金資産の減額 修正	16.40%	その他	2.32%
その他	2.90%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.99%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.37%		
3.法人税等の変更等による影響 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は平成29年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については従来の33.10%から30.86%になります。		3.法人税等の変更等による影響 該当事項はありません。	

(資産除去債務関係)

第19期 平成28年12月31日現在	第20期 平成29年12月31日現在
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1.当該資産除去債務の概要 建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。	
2.当該資産除去債務の金額の算定方法 使用可能期間を10年8ヶ月と見積もり、割引率は0.525%と1.395%及び0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	
3.当該資産除去債務の総額の増減 当事業年度において、資産の除却時点において必要とされる除却費用が、当初の見積額を超過する見込みであることが明らかになったことから、見積りの変更による増加額を0%で割り引き、変更前の資産除去債務残高に5,015千円加算しております。資産除去債務の残高の推移は次のとおりであります。	3.当該資産除去債務の総額の増減
(単位：千円)	(単位：千円)
当期首残高	70,719
時の経過による調整額	2,100
見積りの変更による増加額	5,015
資産除去債務の履行による減少額	41,303
当期末残高	36,531
	当期首残高
	36,531
	時の経過による調整額
	409
	当期末残高
	36,940

(セグメント情報等)

第19期 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)
--

1.セグメント情報					
<p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。</p> <p>従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p>					
2.関連情報					
(1)製品及びサービスごとの情報					
（単位：千円）					
	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,130,846	4,709,058	522,734	769,433	7,132,073
(2)地域ごとの情報					
<p>営業収益</p> <p>本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。</p> <p>有形固定資産</p> <p>本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。</p>					
(3)主要な顧客ごとの情報					
（単位：千円）					
顧客の名称又は氏名	営業収益		関連するセグメント		
A社（ ）	2,611,712		投資一任業・投資助言業		
（ ）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。					
3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報					
該当事項はありません。					
4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報					
該当事項はありません。					
5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報					
該当事項はありません。					

第20期					
（自 平成29年 1月 1日					
至 平成29年12月31日）					
1.セグメント情報					
<p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。</p> <p>従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p>					
2.関連情報					
(1)製品及びサービスごとの情報					
（単位：千円）					
	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,313,922	6,173,936	624,116	1,069,226	9,181,202

(2)地域ごとの情報 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。		
(3)主要な顧客ごとの情報 <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p>		
顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A社（ ）	3,848,315	投資一任業・投資助言葉
（ ）A社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。		
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。		
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。		
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。		

(関連当事者情報)

第19期（自平成28年1月1日 至平成28年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社 の 子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポ レート サポート	なし	兼任 1人	業務委託 契約 の締結	貸付金の 更改	166,000	長期 貸付金	166,000
								受取利息	1,257		
								営業費用 及び一般 管理費	1,762,392	未払金	136,129

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の貸付については、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しており、貸付期間は3年としております。

(注2) 営業費用及び一般管理費については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）

ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッド（非上場）

TAアソシエーツ（非上場）

レバレンス・キャピタル・パートナーズ（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

第20期（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日）

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

開示すべき関連当事者取引を行っていないため、該当事項はありません。

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の 子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポレー トサポート	なし	兼任 1人	業務委託 契約 の締結	営業費用 及び一般 管理費	2,372,173	未払金	331,934

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 営業費用及び一般管理費については、一般の取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco合同会社（非上場）
ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッド（非上場）
TAアソシエーツ（非上場）
レバレンス・キャピタル・パートナーズ（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第19期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日		第20期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日	
1株当たり純資産額	55,927.43円	1株当たり純資産額	37,377.52円
1株当たり当期純利益	8,010.48円	1株当たり当期純利益	38,770.88円
損益計算書上の当期純利益	273,077千円	損益計算書上の当期純利益	1,321,699千円
1株当たり当期純利益の算定に用いられ た普通株式に関する当期純利益	273,077千円	1株当たり当期純利益の算定に用いられ た普通株式に関する当期純利益	1,321,699千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	34,090株	普通株式	34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益について は、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益について は、潜在株式が存在しないため記載していません。	

(重要な後発事象)

第19期 自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日	第20期 自 平成29年 1月 1日 至 平成29年12月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の見積りの条件と異なる条件であって見積りの公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下、において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記、に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは見積りの公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

目的の変更および機関設計の変更（会計監査人設置会社の廃止）に伴い、定款を変更しました。に伴う変更は平成29年12月15日付とし、に伴う変更については、資本金の額の減少の効力発生により資本金の額が5億円未満となることを条件とし、平成30年3月開催の第20期（自平成29年1月1日至平成29年12月31日）計算書類報告の定時株主総会の日付とします。

(2)訴訟その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

(a)名称	(b)資本金の額 (平成30年3月末現在)	(c)事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 (平成30年3月末現在)	(c)事業の内容
楽天証券株式会社	7,495百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323百万円	
高木証券株式会社	11,069百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	

(3)外部委託先運用会社

(a)名称	(b)資本金の額	(c)事業の内容
ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー	リミテッド・ライアビリティ・カンパニーのため、該当事項はありません。	金融商品取引法に定める外国の法令に準拠して設立された法人として、外国において投資運用業等を営んでいます。
ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー		

<参考：投資助言会社>

以下の各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

フィエラ・キャピタル・インク

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

サンダース・キャピタル・エル・エル・シー

ジャンナス・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー

2【関係業務の概要】

(1)受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

《再信託受託会社の概要》

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成30年3月末現在）

事業内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2)販売会社

当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱いを行い、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3)外部委託先運用会社

委託会社との契約により、マザーファンドに関し、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用指図を行います。

<参考：投資助言会社>

外部委託先運用会社との投資助言契約により、マザーファンドの運用にかかる投資助言を外部委託先運用会社に行います。

3【資本関係】

Russell Investments Japan Holdco合同会社は、委託会社の全株を保有し、同社はラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの実質的な子会社です。

ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーは、ラッセル・インベストメント・グループ・リミテッドの子会社です。

第3【その他】

- (1)目論見書の表紙にファンドのロゴ・マークやキャッチ・コピー等を表示し、イラスト、写真、図案等を採用することがあります。また、目論見書の裏表紙に委託会社のロゴ・マークを表示することがあります。
- (2)交付目論見書の表紙または表紙裏面の記載について
「投資信託説明書（交付目論見書）」と記載します。
金融商品取引法上の目論見書である旨を記載します。
交付目論見書の使用開始日を記載します。
委託会社に関する情報として、委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号、設立年月日、資本金、投資信託財産の合計純資産総額、「ファンドの運用の指図を行う者である。」旨および照会先（ホームページアドレス、電話番号および受付時間等）を記載します。
受託会社に関する情報として、受託会社の名称および「ファンドの財産の保管及び管理を行う者である。」旨を記載します。
請求目論見書の入手方法を記載します。
届出の効力に関する事項について記載します。
以下の事項を記載します。
 - ・商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨。
 - ・投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
 - ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- (3)交付目論見書の裏表紙に金融商品取引法第37条の3の規定に基づく契約締結前書面に関する事項を記載することがあります。
- (4)請求目論見書の表紙に「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載するとともに、委託会社の名称、金融商品取引上の目論見書である旨を記載します。
- (5)請求目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律にかかる重要事項を記載することがあります。
- (6)請求目論見書の巻末に信託約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容について、当該信託約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (7)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、交付目論見書で当該内容を説明した図表等を付加して当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (8)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9)投信評価機関、投信評価会社等による評価を取得・使用することがあります。
- (10)目論見書の表紙に登録商標または商標登録申請中であることを示す文言または記号を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月16日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 男 澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の平成29年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月16日

ラッセル・インベストメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 男 澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント外国株式ファンドの平成29年4月19日から平成30年4月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント外国株式ファンドの平成30年4月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。